

第四十八回国会 参议院社会労働委員会會議録第二十号

昭和四十年五月十八日(火曜日) 午後一時四十四分開会

委員の異動  
五月十七日  
鹿島 俊雄君 補欠選任  
村上 春蔵君

五月十八日  
村上 春蔵君 補欠選任  
小平 芳平君 鈴木 一弘君

出席者は左のとおり。  
委員長 小柳 勇君  
理事 草葉 隆圓君  
丸茂 重貞君  
藤田藤太郎君

委員 井川 伊平君  
亀井 光君  
川野 三暎君  
木村 陸男君  
紅露 みつ君  
佐藤 芳男君  
竹中 恒夫君  
山本 杉君  
阿具根 登君  
鈴木 強君  
藤原 道子君  
小平 芳平君  
鈴木 一弘君  
村尾 重雄君  
林 塩君

衆議院議員

修正案提出者 渡谷 直蔵君

國務大臣 厚生 大臣 神田 博君

政府委員 厚生政務次官 德永 正利君  
厚生大臣官房長 梅本 純正君  
厚生省公衆衛生局長 若松 栄一君  
厚生省医務局次長 大崎 康君  
厚生省児童家庭局長 竹下 精紀君  
厚生省年金局長 山本 正淑君  
社会保険庁年金保険部長 實本 博次君  
労働大臣官房長 和田 勝美君  
労働省労働基準局長 村上 茂利君  
労働省労働基準局労働補償部長 石黒 拓爾君

事務局側 常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の會議に付した案件

○国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(第四十六回国会中村順造外四名発議)

○勤労学徒等準軍属の援護法改正に関する請願(第五五号)(第三二二号)(第二二五号)

○社会福祉施設職員労働条件改善等に関する請願(第六六号)(第九四号)

○原爆被害者救援に関する請願(第七七号)(第三九八号)

○原爆被害者援護法制定等に関する請願(第八八号)(第九九号)(第一〇〇号)(第一〇二号)(第一〇三号)(第一〇四号)(第一〇五号)(第一〇六号)(第一〇七号)(第一〇八号)(第一〇九号)(第一一〇号)(第一一一号)(第一一二号)(第一一三号)(第一一四号)(第一一五号)(第一一六号)(第一一七号)(第一一八号)(第一一九号)(第一二〇号)(第一二二号)(第一二三号)(第一二四号)(第一二五号)(第一二六号)(第一二七号)(第一二八号)(第一二九号)(第一三〇号)(第一三一号)(第一三二号)(第一三三号)(第一三四号)(第一三五号)(第一三六号)(第一三七号)(第一三九号)(第一四〇号)(第一四二号)(第一四三号)(第一四四号)(第一四五号)(第一四六号)(第一四七号)(第一四八号)(第一四九号)(第一五〇号)(第一五二号)(第一五三号)(第一五四号)(第一五五号)(第一五六号)(第一五七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六〇号)(第一六一号)(第一六二号)(第一六三号)(第一六四号)(第一六五号)(第一六六号)(第一六七号)(第一六八号)(第一六九号)(第一七〇号)(第一七二号)(第一七三号)(第一七四号)(第一七五号)(第一七六号)(第一七七号)(第一七八号)(第一七九号)(第一八〇号)(第一八二号)(第一八三号)

○原水爆被害者援護法制定等に関する請願(第一八八号)(第一九四号)(第一九六号)(第一九七号)(第一九八号)(第一九九号)(第二〇〇号)(第二〇二号)(第二〇三号)(第二〇四号)(第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)(第二〇八号)(第二〇九号)(第二一〇号)(第二一二号)(第二一三号)(第二一四号)(第二一五号)(第二一六号)(第二一七号)(第二一八号)(第二一九号)(第二二〇号)(第二二二号)(第二二三号)(第二二四号)(第二二五号)(第二二六号)(第二二七号)(第二二八号)(第二二九号)(第二三〇号)(第二三二号)(第二三三号)(第二三四号)(第二三五号)(第二三六号)(第二三七号)(第二三九号)(第二四〇号)(第二四二号)(第二四三号)(第二四四号)(第二四五号)(第二四六号)(第二四七号)(第二四八号)(第二四九号)(第二五〇号)(第二五二号)(第二五三号)(第二五四号)(第二五五号)(第二五六号)(第二五七号)(第二五八号)(第二五九号)(第二六〇号)(第二六一号)(第二六二号)(第二六三号)(第二六四号)(第二六五号)(第二六六号)(第二六七号)(第二六八号)(第二六九号)(第二七〇号)(第二七二号)(第二七三号)(第二七四号)(第二七五号)(第二七六号)(第二七七号)(第二七八号)(第二七九号)(第二八〇号)(第二八二号)(第二八三号)

○国民健康保険に対する国庫負担金増額等に関する請願(第二〇二号)(第二二二号)(第九八八号)(第九九九号)(第一〇〇二号)(第一〇〇三号)(第一〇〇四号)(第一〇〇五号)(第一〇〇六号)(第一〇〇七号)(第一〇〇八号)(第一〇〇九号)(第一〇一〇号)(第一〇一二号)(第一〇一三号)(第一〇一四号)(第一〇一五号)(第一〇一六号)(第一〇一七号)(第一〇一八号)(第一〇一九号)(第一〇二〇号)(第一〇二二号)(第一〇二三号)(第一〇二四号)(第一〇二五号)(第一〇二六号)(第一〇二七号)(第一〇二八号)(第一〇二九号)(第一〇三〇号)(第一〇三二号)(第一〇三三号)(第一〇三四号)(第一〇三五号)(第一〇三六号)(第一〇三七号)(第一〇三九号)(第一〇四〇号)(第一〇四二号)(第一〇四三号)(第一〇四四号)(第一〇四五号)(第一〇四六号)(第一〇四七号)(第一〇四八号)(第一〇四九号)(第一〇五〇号)(第一〇五二号)(第一〇五三号)(第一〇五四号)(第一〇五五号)(第一〇五六号)(第一〇五七号)(第一〇五八号)(第一〇五九号)(第一〇六〇号)(第一〇六二号)(第一〇六三号)(第一〇六四号)(第一〇六五号)(第一〇六六号)(第一〇六七号)(第一〇六八号)(第一〇六九号)(第一〇七〇号)(第一〇七二号)(第一〇七三号)(第一〇七四号)(第一〇七五号)(第一〇七六号)(第一〇七七号)(第一〇七八号)(第一〇七九号)(第一〇八〇号)(第一〇八二号)(第一〇八三号)

○国民健康保険制度体質改善促進に関する請願(第三〇二号)(第一一五五号)(第二二八八号)(第二四三三号)

○看護婦不足の抜本的改善措置等に関する請願(第九三三号)

○季節労働者(日雇、臨時労働者)の失業保険の受給資格延長措置中止に関する請願(第九五五号)(第一一六号)(第四三〇号)(第四五〇号)(第七九七号)(第八二七号)(第八八九号)

○国民健康保険制度の体質改善に関する請願(第一六二二号)

○保育予算増額確保に関する請願(第一六三三号)

○全国一律最低賃金制の即時法制化等に関する請願(第一七三三号)

○ソロン群島地域における戦没者の遺骨、遺品等の収集整理促進に関する請願(第二五九号)

○し尿処理場、じん介焼却場建設事業に対し国庫補助増額等に関する請願(第二九五号)

○国民年金委託事務費増額に関する請願(第二九六号)

○国民健康保険の全被保険者に対する七割給付と五割の国庫負担実現に関する請願(第二九七号)

○原爆被害者援護法制定、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」改正等に関する請願(第三〇六号)(第二〇四九号)

○失業保険法改正に関する請願(第三九〇号)

○理学療法士の制度化に伴う経過措置に関する請願(第四〇〇号)

○健康保険制度改悪反対等に関する請願(第四〇九号)(第四三二号)(第八九〇号)(第九二六号)(第九四〇号)(第九四一号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七二号)(第九七三号)(第九七四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第一〇〇〇号)(第一〇〇二号)(第一〇〇三号)(第一〇〇四号)(第一〇〇五号)(第一〇〇六号)(第一〇〇七号)(第一〇〇八号)(第一〇〇九号)(第一〇一〇号)(第一〇一二号)(第一〇一三号)(第一〇一四号)(第一〇一五号)(第一〇一六号)(第一〇一七号)(第一〇一八号)(第一〇一九号)(第一〇二〇号)(第一〇二二号)(第一〇二三号)(第一〇二四号)(第一〇二五号)(第一〇二六号)(第一〇二七号)(第一〇二八号)(第一〇二九号)(第一〇三〇号)(第一〇三二号)(第一〇三三号)(第一〇三四号)(第一〇三五号)(第一〇三六号)(第一〇三七号)(第一〇三九号)(第一〇四〇号)(第一〇四二号)(第一〇四三号)(第一〇四四号)(第一〇四五号)(第一〇四六号)(第一〇四七号)(第一〇四八号)(第一〇四九号)(第一〇五〇号)(第一〇五二号)(第一〇五三号)(第一〇五四号)(第一〇五五号)(第一〇五六号)(第一〇五七号)(第一〇五八号)(第一〇五九号)(第一〇六〇号)(第一〇六二号)(第一〇六三号)(第一〇六四号)(第一〇六五号)(第一〇六六号)(第一〇六七号)(第一〇六八号)(第一〇六九号)(第一〇七〇号)(第一〇七二号)(第一〇七三号)(第一〇七四号)(第一〇七五号)(第一〇七六号)(第一〇七七号)(第一〇七八号)(第一〇七九号)(第一〇八〇号)(第一〇八二号)(第一〇八三号)



- (第二〇二二号)(第二〇二二二号)(第二〇二二三号)(第二〇二四号)(第二〇九九号)(第二二〇〇号)(第二二〇一〇号)(第二二五七号)(第二二八〇号)(第二二八二二号)(第二二八二二二号)(第二二八三〇号)(第二二八三二二号)
- 診療事故調停処理機関等設置に関する請願(第二〇四七号)
- 日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願(第二〇五〇号)(第二〇五一号)(第二〇五二二号)(第二〇九三三号)(第二〇九四四号)(第二〇九五五号)
- 老後の生活保障のための年金制度改革に関する請願(第二〇六七号)(第二四五一号)(第二四九二二号)
- 保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に関する請願(第二一五六号)
- 全国一律最低賃金制の確立に関する請願(第二一八八号)(第二三三二二号)(第二五八九九号)(第二六五三三三号)(第二六五五五五号)(第二六五五五五号)(第二六五五五五号)(第二六五五五五号)(第二六五五五五号)
- 重度身体障害者更生施設設立に関する請願(第二五六六六六号)
- 医療行政の確立及び健保財政に対する国庫補助に関する請願(第二六四七七号)
- 全国一律最低賃金制即時確立に関する請願(第二六六六〇号)
- 委員長(小柳勇君) たいだいまより社会労働委員会を開会いたします。

○藤田藤太郎君 私は、昨日、所得保障の問題について少しお尋ねをしたわけでございます。昨日の質疑したこと重複するようないことのないようにしたいと思っておりますが、特に来年度改正されるという政府側のいまの大まかな意思、それから、この国会が終わってから具体的に取られるのだというところはわかっているのであります。そこで、私はこの件に関して希望を申し上げておきたいと思っております。

その第一といたしましては、何としても、昨日も申し上げましたように、大蔵省が最低免税点をきめて最低生活費というものをきめておられます。それとあわせて、労働科学研究所と国民生活研究所あたりで出している最低生活費、これの問題が明確になっていくわけでありまして、何としても、いままで国民の意識に与えてきたことは、国年と厚生年金と、それから、生活保護法の単位、こういうものを頭をそろえるために、総合的に全体が上がるのではなしに、そういうものを頭を並べて押さえてきたという感じを国民は非常に深く持っているわけでありまして、ですから、私は、憲法第二十五条による生活保護法の生活保護、これはこれでその時点においてやっていたら、それから、また、厚生年金が、いま議論されようとしておられる内容については私は触れませんが、だから、所得保障としての概念が、いまは共済年金、厚生年金、国民年金と、大筋だけ分けて三つあるわけでありまして、何としても、今日の時点において考えられる最低生活費がやっぱりこのものさしにならなければ、私は最低それがものさしにならなければいけないのではないかと、そういうことを考えるわけでございますので、そういう点をともかくひとつ来年度の国民年金の改正については配慮をしてもらいたい。

二番目の問題は、昨日も少し触れましたが、中期経済計画に出てまいりますあのような、とにかく生産第一主義といましようか、資本を持つておられる人がますます優先するということにかっこうでなしに、そういうことで、残念ながら、つくった工場がとまっておるということではない、やっぱり生産と消費のバランスが所得保障によって行なわれるという世界の大勢に沿うようなものの方をここでひとつ立ててもらいたい。そういう意味からいえば、私は、中期経済計画のこの問題については、厚生省は大たんひとつ修正を申し入れてやってもいい、これが第二番目でございます。

それから、第三番目の問題は、いまの厚年にかけておられる方の家族の問題をどうするか、厚年や共済年金の皆さんの家族の問題をどうするか、そういうことが第三番目でございますから、これも検討をしていただきたい。

それから、その次は、どうも表面、会社、生産作業場、そういうものが中心であって、サービス機関のほうの問題がどうもおろそかになっていく、私はそう思うわけです。それから、本来、厚年に入るべき人が国民年金に入るようになつていくことになること、たとえば日雇いやその他の問題なんかをどういふところへ入っていることも、私はどうも理解ができないので、これは昭和四十二年には一切整備をすとおっしゃるわけですから、おやりになると思っております。しかし、それはやっぱり明確にその問題も検討しておいてもらいたいということをお願いしておきます。

そこで、お尋ねに入りますが、そのスライドといたのが何をのさしにして所得保障のスライドを行なっていくか、今日二百円ずつ上げられたのは、どうも大づかみなところで上げるといふか、こういふことになっているわけでありまして、基礎的な条件がそろっていないから、どうもつかみ金でちょっとさわってあげて。昨年、老齢福祉年金を百円プラスしたって、それでどう生活が改善するのですかと私がお尋ねしたら、いや、千円に百円で、もうふえたらいいですよという答弁があったことを思い出すわけでありまして、私は、まあそんな笑話で済まされるようなものではないと思っております、これは生活の問題ですから、まあそういう意味で、今後のスライドの問題と、それか

ら、この福祉年金のいまの体系をどうしていくのか、国民年金の全体の問題が非常に長期の積み立て方式になっていきますから、そこで、やむを得ずこの福祉年金というものをつくらざるを得ぬというところに追い込まれてきたというのが一般の情勢だと私は思うのです。しかし、いかに国民年金をかけるかかけないか、関連するかどうかという問題との理屈をつけてみたところで、千円、千五百円ではどうにもならない問題ではなからうか。ですから、私は、この国民年金を今度来年度改正するわけでありまして、これとの関係において、私は、その最低生活費八千円といわれておるときに、千二百円、千五百円ではこれほどにもならないわけでありまして、それとの見合いにおいて、私は、やはりこの問題は十分に考えるべきときではないか。しかし、福祉年金そのものについて、来年度のこの考えの中にどういふうまいことだけはお考えがあると思っておりますから、ぜひそれを聞かしておいていただきたい、こう思うわけでありまして。

○国務大臣(神田博君) いま藤田委員からのお尋ねというよりも、むしろ御要望の点が多かったと思っております。来年度国民年金法を改正する、これは昨日もお答え申し上げたとおりでございます。昨日も改定期になっておりますので、この際、思い切って改定したい。この改定にあたっては、きのうやや明らかになったのでございませうけれども、しかし、それはこの段階においてそういうことを考えておるのでございますが、実際問題としては、いまお述べになったような要因をそれぞれやはり考慮に入れて、そしてこれは勘案していかなければならないことは当然だと思っております。そういうことになってまいりますれば、勢い中期経済計画の手直し等の問題も、やはりこれは今後の経済の見通しがどうなるかという問題とも関連いたしますが、そういう問題もやはり考慮の中へ当然入ってくると思っております。さらに、ま

た、スライド制をとれという、厚生年金等、また、この国民年金の一部改正につきましての強い御要望がございますので、これらの点も十分ひとつ検討を加えたい、かように考えております。いずれにいたしましても、いま藤田委員のお述べになりましたことは重要な問題であり、なお、また、これらを除外して国民年金の改正を進めていくという事は、私はこれはできないものである、それぞれみな相関性を持っておりまして、そういう要因をそれぞれひとつ検討を加えまして、また、総合的な判断でやるべきものだ、かように考えております。

○藤田藤太郎君　そこで、私は、少し具体的なことについてお尋ねをしてみたいと思っておりますが、この所得制限がございます。この所得制限、本来いけば児童手当とか年金とかいろいろものについて、あるいは免脱点その他の所得制限というふうなものがないほうがいい、そしてそういうものが一般の要するに生産所得という税制の面で累進課税をしていったらいいのであつて、どうもこういう目的的なものに所得制限が置かれるのはどうかと、私は常日ごろ思つておるわけでありまして。しかし、この給付の低い条件の中でありながら所得制限が行なわれておる。だんだんこれを追及していくと、たとえばいまこれくらいのはさわれないうか、たとえば支給年齢の開始がこれでもいいのかどうか、たとえば福祉年金で七十歳、老齢年金などいろいろことでのいいのかわるか。それから、また、障害年金について、もつともっとも身体障害を受けられた方々の援護という問題は拡大して考えていいんじゃないか。また、夫婦が受給するときの制限なんかというものも、これは私も、このことについては外国に行つても少し見てまいりましたけれども、制限をつけているところはございます。ございませぬけれども、それはまあ非常に高い給付の場合にそういうことが考えられるのであつて、たとえば老齢で千三百円くらいのところでの他の制限というのがどうなるだろうか、それか

ら、扶養加算も、たとえば身障年金者の扶養加算というふうなもの、私は真剣に取り上げるべき問題ではなからうか、こういうふうにあけてみれば、所得制限については、まず第一は、さつき申し上げましたように、将来、いまのような仕組みでなしに、こういう目的がはっきりしている問題については所得制限を行なわないで、他の面で所得制限を行なう。具体的にいま直ちにやれそうなお問題を四つほどあげましたけれども、これについて大臣が当局、どちらでもけっこうでございますから、考へ方を聞かしておいていただきたい。○国務大臣(神田博君)　いま藤田委員からお述べになりました、この種の年金の支給に際しまして所得制限を付することにどうだろうかという御意見でございます。と申しますより、むしろ所得制限をつけたいほうがいいじゃないかという御意見のようでございます。これは所得制限を付するか付さないほうがいいかということにつきましては、両説あることは御承知のことと申します。しかも、日本の場合は支給金額も少ない、それになお所得制限を加えるというふうなことは、少しどうもさらにおかしいじゃないかという意味に承つたわけでありまして。私も、感觸から申し上げるとそういう考えを持っておる一人でございますが、しかし、なかなか数が多いものでございませぬから、これを数を調べますと相当の金額になる、まだ支給額が少ないので、支給額を上げることが先決問題であつて、多くなつた場合のことも考へておくと、支給制限というものはいまいじやないかというふうに思われるのであります。またそのほかございませぬが、私はそういうふうにも思ひます。私も、いまのような仕組みでできるならば、これは藤田さんの説明を、これはナンセンスじゃないかというふうな考えがないわけではございませぬが、しかし、だんだん上げていく、上げていくうちにまた将来考へるといふことであれば、またいづれとも説が違つてくると思

います。なお、支給年齢の制限等、あるいは障害年金の問題、扶養加算等の問題につきましても参考になる御意見でございますので、これは改定の際に十分ひとつ検討を加えてまいりたいと思ひます。なお、その他については政府委員から答弁させていただきます。○政府委員(山本正淑君)　所得制限の問題につきましては、現在一番大きな問題は扶養者の所得による限度額でございますが、これによりまして、この所得制限があるがために受給されてないという数はおおむね三割見当でございます。七割くらいの老齢者の方々は受給されている。そこで、この制限の限度額は、やはり先生も御指摘のように、特別根拠が非常に何かあるといったものでもないわけでございます。そういう線を常識的にどう考へるかということが問題として残されておるんじゃないかと考へるのでございます。それから、障害年金につきましては、これも御指摘のとおり、福祉年金の障害年金のほうは一級該当だけございまして、この点につきまして、拠出年金では、国民年金が一級、二級となつておりまして、やはりこれも財政的点を考へながらこの二級、一級以外の障害年金にも福祉年金を拡大していったらどうかという問題が残つておる次第でございます。

は、その点は十分考へていかなければいかぬ問題と思つております。おもだつた問題につきましてもは大体そういう実情にございませぬし、また、基本的に、やはり先生のおっしゃつたような考へ方で、それぞれ範囲を拡大していく方向というもので考へたいし、また、次の来年度予定いたしております改定に際しましては、十分その点を検討いたしたいと思ひます。

それから、支給年齢の引き下げという問題、これも毎回御指摘になるところでございますが、現在、拠出年金が六十五歳支給でございますので、本来ならば福祉年金も六十五歳に合致するというのが望ましいと考へておるのでございます。ただ、七十歳から六十五歳までの年齢層を見ますと、一歳引き下げること現在の給付額で約五、六十億円ずつ所要の資金を要するといふ問題がございまして、現在の七十歳以上の受給者の福祉年金の額をふやしていくか、それとも範囲を広げていくかといったようなことは、一般会計の負担でございまして、そういうたかね合いの問題として考へられた経緯もございまして、今後におきまして

は、その点は十分考へていかなければいかぬ問題と思つております。おもだつた問題につきましてもは大体そういう実情にございませぬし、また、基本的に、やはり先生のおっしゃつたような考へ方で、それぞれ範囲を拡大していく方向というもので考へたいし、また、次の来年度予定いたしております改定に際しましては、十分その点を検討いたしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君　私は、ここで一言申し上げておきたいのでありますが、たとえばいま一番優遇されているのが官庁関係の共済年金で五十五歳、厚生年金が六十五、国民年金が六十六、福祉年金が七十。たとえば官庁につとめていた人が社会的に一番功勞があつた、その次に産業機関の人が二番目に雇用労働者としての功勞があつた、その他の人はあまり功勞がなかつたという言い方はどうかと思ひますけれども、私は、官庁機構であらうと、生産機構であらうと、管理、監督機構であらうと、全体によつて社会を構成しているのでありまして、だから、やはり問題は、どうも保険料とか保険料のとり方云々というところに問題が歸着してきたり、何かどうも財政的なそばん勘定だけでこの問題が処理されて、本来の所得保障という一般の問題がどうも軽く見られる。それから、もう一つは、その社会に対しての貢献、全体が社会構成をしていく時代が進んでいるわけでありませぬから、そのことも、いかなる職業に過去あつたとしても、その頭から觀念的に分け隔てをして年金の問題を、これも注文のうちに入るわけでございますけれども、そういうことのないようにしてもらはないか、これはいつまでたつてもどうにもならぬ。それ以後の問題については厚生年金のときに私は議論したいと思ひますけれども、そこらあたりの觀念を少しの申し上げましたように、いまでは生産と消費という全体の中でバランスをとる時代に来ているわけでありませぬから、この点については、私は五十五歳がいいとか六十歳がいいとか、そういうことをここで断定いたす気はございませぬ。持つている労働力を通して何ら

かの形で社会に貢献し、社会が発展していくといふ、この前提の中で、労働力を遊ばしてみたり、失業で遊ばしてみたり、職がないので、それが朽ちほろぼって労働力がほろぼっていくというようなくとも、こういう所得保障を考へるときには、よく厚生省は、あれは労働者の問題だから労働省の關係だと、生産機關は通産省の關係だといふことでもなしに、私は、総合的にそういう問題をいつも頭に入れてこの処置をしてもらわないうけないのじゃないかという事を考へておられますから、このいま私が四つほど問題をあげましたところは、そういう点を十分配慮をしてひとつお考へを願いたい、こう思ふわけでございます。

大臣がお見えにならないようでありませんが、ことし——この国民年金は来年からになります、が、厚生年金の關係その他があります、このやはり活用積み立ての制度ですから、この運用、活用についてはいろいろ議論があるところでございます。労働者の側からいへば、たとえば厚生年金の例をとってみると、自分の掛けた分も使用者の掛けた分も合せてそれは労働者が給付を受けるものだから、その被保険者といいますが、労働者の福祉というものを重点に置いてその運用資金の活用をするのがたまたまではないかという、この問題が出てまいります。ところが、使用者側にすれば、いや、受給するまではわしも半分権利があるのだから、わしにもその分を使わせとか、いやいや、その半分も負担しているのだから、労働者の積み立てた分まで自分が活用するところが労働者のためにもなるのだという、へ理屈がそこについてまいって、そしてその活用の運用の問題については主権を握らうという考へ方がございいます。私は、まあ折衷といいますが、そういう全体の中で出てくるのが国家全体の労働者福祉の關係にどう具体的にその資金を運用していくかというところに問題がしぼられてくるかと思ふのであります。だから、そういうこと考へてきますと、これはやはり非常に簡単なようでありませうけれども、重要な問題です。三年前から二割五

分を福祉關係に還元融資としてやるということになつていふのですけれども、なかなかまだ被保険者といふか、労働者の納得のいくような内容を私は持つていないと、こう思ひます。ですから、そのこの点は、いまここであまり議論をいたしません、一言申し上げておきたい。十分の配慮をしていただきたといふことを申し上げておきたい、こう思ふわけでありませう。

それから、その次に申し上げたいことは、重度身体障害児とか重度精神薄弱児とかいう、この二つの問題がございいます、援護の問題。この重度精神とか重度身体障害者の児童を中心にしたこういう対策でなしに、私は、精神なんかは、児童であらうと一人前であらうと、もつともつと援護してやらなさんなならぬし、やつぱり何といひますか、収容施設なんかをもつと考へなさんならぬ問題があるのではないかと、私は、そう思ふのです。きのうも少し議論したのでありますが、児童扶養手当の問題がだんだんぼけてきて、どうもその母子福祉年金の足らない分の補完処置でやつてくるんだ、これはまあ来年から大臣もやる、おそくとも再来年には完成をしようといふことをおっしゃっているのではありませんから、だから、それはそれといたしまして、重度精神薄弱児の今後の対策をどうしていくかというところについてひとつ御意見を承りたい、こう思ふ。

○政府委員(竹下精紀君) 精神薄弱児の問題につきまして、現在、児童福祉法の中でその対策が講ぜられておるわけでございます、施設へ収容しまして療育する場合と、それから、居宅におきまして、通ひまして療育を受ける場合、それから、そういう施設がない場合には、家庭におかまなつておられます療育についての相談、あるいはラジオ等によります指導、また、民間団体で出しておられます指導に関する雑誌等がございまして、そういう方法によつて対策が講じられておるといふのが現状でございます。ただ、いままでには、おとなにつきましては、精神薄弱者福祉法によりましてお

となの対策が講ぜられておつたわけでございますが、御承知のとおり、こういった精神薄弱の方につきましては、知能指数その他から申しませも、子供と大体同様な知能指数しかございません。そういう面から見ますと、諸外国の例でもございませう、おとなと子供と一体にして対策を講じている、こういうような現状もございませう、厚生省といたしまして、おとなの対策と子供の対策と、一本一貫した対策を立てる必要がある、こういうことで、現在国会のほうで、精神薄弱者福祉法の所管を児童家庭局へ移す、こういうふうな厚生省設置法の一部改正によりまして、まず法律の所管を児童家庭局へ移しまして、その上におきまして子供とおとなの一貫した対策を立てていきたい、かように考へておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 重度精神薄弱児、それから、また、重度精神薄弱者ですか、おとなを含めて大体何人くらいおられるか、それで、どうにも付き添いが一日ついでなさいかぬといふ以上の人は大體何人くらいおられるか、それから、収容施設がどれくらいあるのか、私もあの滋賀県のびわこ学園といふものへ参りました。やつておいでになる方は非常に真剣な努力をされておるわけでありませうけれども、とてもとても実際に収容する必要の何分の一になるのですか、とても追いつかない状態だと私は理解してまいりました。ですから、いまそれがどうなつておるかと、これをひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(竹下精紀君) 現在、精神薄弱児につきましては、一応知能指数から申しますと七五以下といふふうに考へられておられますが、そういう点から、精神薄弱児の数は約九十万といふふうにいわれております。もちろんこの中には特殊教育の対象になる者もございませう、その中で特殊教育以外、つまり重度の精神薄弱児で、かつ、保護を要する、施設へ収容を必要とするという数につきましては、推計でございませう、四万八千といふふうな推定がなされておられます。そのうちで、三十九年の六月一日現在におきまして収容い

たしてあります児童の数は約一万一千七百でございますので、残り約三万六千ほどが未収容、こういうふうな状態でございます。

それから、精神薄弱児の通園施設でございますが、これが三十九年の三月で五十カ所でございます、その中で、通わされる児童の数がございませう、約一万八千七百といふふうな推定されております。三十九年六月一日現在の収容中の者が一千九百十五人でございませう、未収容が約一万六千七百といふふうな推定されております。

それから、精神薄弱者の数がございませう、大體三十四万ほどと推定されております。そのうちで、施設へ収容を必要とする数でございますが、約五万八千人、このうち、三十九年六月一日現在で収容しております数が約二千二百でございます。したがうございませう、残り約五万六千といふのが未収容でございます。なお、この援護施設の数は四十二カ所でございます。

それから、精神薄弱児施設の数を申し上げることを忘れましたが、三十九年三月で百八十二カ所でございます。

○藤田藤太郎君 収容能力は、百八十二カ所の収容する能力……

○政府委員(竹下精紀君) 収容能力——現在収容しておりますのが、三十九年六月一日で一万一千七百でございます。

○藤田藤太郎君 そらすると、百八十二カ所で一万一千七百人を収容している、重度精神薄弱児で四万八千人のうち、これだけだということになりますね。それから、精神薄弱者のほうは三十四万人で、五万八千重度があつて、二千二百人収容して、これが四十二カ所、四十二カ所で二千二百人しか収容できないわけですか。

○政府委員(竹下精紀君) はい。

○藤田藤太郎君 そらすると、重度精神薄弱児でなしに、薄弱者が一人おるために、もう家庭關係もどうにもならぬといふか、昔は精神病院といふのは非常に非難をされて、いろいろのことがあつたといふことで、私も広島でしたか岡山でした

か—広島ですか、行ったことがありますが、いまはそんな人権に関する問題は精神病院にはないと思ひますけれども、何とか収容したいということ、それから、子供もおとなもこの被害を—こゝろい患者ですね、患者といひましよう、障害者は何とかこれ援護の手を講じてあげなければいけません。私にはその思ひです。それで四十六都道府県の中でも、これをほんとうに府県の自治行政でやろうといひかまへるところと、全然無関心な自治体があるわけですね。それで、たとへば滋賀県のあるこのびわこ学園が幾らか家屋を拡張すると、各府県から集中して、ひとつうちのも入れてくれと、私は、地方自治体の財政能力からして、滋賀県というところはいいところではないと思ひます。そういうところがそういうのを集めて、各府県の富裕県、富裕自治体から集めて帰ってきたわけですね。この重度精神児の問題というものは、今度手当が千二百円になつて、月二百円上がるわけになりますけれども、私は、この精神児ばかりじゃなしに、精神者、要するに子供もおとなも含めて、何とか対策を立てなければいけません。まあ先ほど児童家庭局が担当して云々というお話がありました。これは前向きでございませうけれども、しかし、私は、ここでみんな舌足らずだから、一つ二つ言つていても、さしあたり、ことしの法改正はこの程度にしてということでありませう。しかし、ずつと均衡をとるためにこういうものが出てくるわけでありませうが、どうもこれを見ると、また、生活保護法と年金とのバランスを三千万か三千万で合わせておこうという、まだまだその感じが、この種のものにはこの程度というところで、どうもひがみなない方をやるかもわかりませんけれども、どうも処置をしてあげばそれでいいという処置におちいつているのではないか。まあおぼろげな行政が続いて、ちよつとやかましく言ひから、こゝろいといふことのおちいつているような気がするわけでありませう。

が、どうでしよるか。たゞは児童扶養手当の問題や福祉年金の問題や、この重度精神児や身障者の問題や、こういう問題について一つ一つ真剣に取り組んで、社会的にその度合いはむろんあるでしょうが、お考えになつておられるのでしよるか、どうでございませうか。一つ考えれば右へならえというかつつと、このくらいいつとこころでびしゃつとこゝろいふうにおやりになつておられるか、一つ一つ問題を指摘して、重要度に応じておやりになつておられるか、そこら辺がどうもよくわからぬから、ちよつと聞かせていただきたい。藤原道子君 ちよつと関連して。続けて答弁していただきたいのですが、私は、藤田委員の言われるとおりに、ほんとうにやる気があつてやつていらつしやるのかどうかといふことをいつも疑わざるを得ないのです。最近私は、重度心身障害者の施設に行つてきた。ところが、その内容たるや、お粗末きままるものであります。一体、重度心身障害者の収容施設における保母さんといふのですか、寮母さんといふのですが、これらはどのくらいに何人という対象になつておられるか。おしめ洗たくから食事の介助とか、これは全部手がかかる、一対一でやつてもやり切れぬ。そういうところへ、まことにいまの現状で、もし厚生省がこれで事足りるとしていらつしやるとするならば、口ではうまいことをおっしゃるけれども、ほんとうはやる意思はないのだ、こゝろいわれても私はしかたがないだらうと思ひます。その対策はどのように考へていらつしやるか、そして、また、その寮母さんの数、職員の数は何のように規定しておいでになるか、これが一つ。

それから、いま一つは、重度心身障害者をかかえた親御さんたちが、自分が死んだあとはどうなるだらうといふことで心配なすつて、みずから貯金をして土地を買つて、そうしてそれを提供して、どうぞ身障施設をつくつてほしい、こゝろいふうな願ひをもう数年來やつていらつしやることろが幾つもある。この間、私は、岡山県のあるいなかにも参りましたが、やはりこゝろでも精神児をかかえておられるのです。幸い、うちにはどうやら土地もあるからといふので、おかあさんがその土地を提供するから、どうぞ心身障害児の施設をつくつてほしい。おとろさんのほうでは、そんなことをしたつてできつこないから、この子に三町歩なら三町歩、五町歩なら五町歩残してやつたほうがいいじゃないかといふのでございませう。けれども、そういうものがない家庭のお子さんがたくさんあるのだから、ぜひこれを公のものにしていきたいといひて、県へも頼み、中央へも頼んでもどうも手がかりがつかない、こゝろいふうな嘆きがいふふん來ておられるのです。ですから、どうしてこれをやるかといふ点について私がお聞かせが願ひたいのです。この間、もう私は心から憤りをもつて、一緒に泣くような思ひで歸つてまいりました。これは特に心身障害者の施設でございませう。

○政府委員(竹下精紀君) 現在の精神薄弱児及び者の問題につきましても考へておられることは先ほど申し上げたとおりでございませう。私どももいたしましては、やはりこゝろいふうな心身障害児を含めまして、子供からおとなへの一貫した対策がないといふことが一番問題であらうかと考へておられます。で、そういう面でも、やはり今後の対策として、子供からおとなへの対策を一貫したものに含めていこう、こゝろいふうな考へ方でございます。もちろんその中で重症の心身障害児につきましては、家庭の負担その他からいいたしまして、特に重点的に取り上げるべきだといふことについては、私どももさう考へておる次第でございませうが、何と申しましても、こゝろいふうな施設につきましては、その運営が非常にむずかしいといふ点で問題があるわけでございます。先ほどの、こゝろいふうな基準についてどう考へておられるかといふことでございますが、私どものほうで指導いたしておられるのは、重症の心身障害児の場合におきましては、看護婦さん、それから、保母さんと介護者、患者二・五人に一人といふ基準で指導をいたしておる次第でございませう。

それから、第二の問題につきましては、父母の方で、こゝろいふうな子供を持った場合に、自分のなくなつたあとの子供たちについての心配をされる点については私ども承知いたしておりますが、こゝろいふうな点につきましては、生命保険をかけたつて、こゝろいふうな金を十分活用できるようにしたい、こゝろいふうな話がございます。現在、全社協のほうで、また、関係の親の方々も入りまして、研究を進められておりますが、大体これについての成案を得たといふようなことでもございませう、そういうことにつきましても、今後役所のほうと十分打ち合わせをして実施をやらせたい、かように言つておられますので、そういう点は、今後私どももいたしまして十分御援助いたしまして、こゝろいふうな施設がたくさんできることを期待いたしておるわけでありませう。ただ、先ほど申し上げましたように、重症心身障害児の施設の運営というものが非常にむずかしいといふ点でなかなかやり手がないといふのが実情でございます。先ほどお話がございましたように、びわこ学園でやつておられまして、ほかの大阪とか神戸とか、富裕県なり、あるいは実力を持つておられる県がたくさんあるわけでございますが、なかなかやれないといふのは、やはりこゝろいふうな施設をやつておられる方には、長らくこゝろいふうな施設をやつておられます滋賀県の近江学園から分かれましてびわこ学園があつた形で出発をしたわけでございます。そういう点で、施設ができましたも担当者を得られないという点で、こゝろいふうな施設が伸びない面の一つの大きな原因ではないかと、こゝろいふうな考へておられます。

○藤原道子君 人が得られないなら、どういふ方法で養成しているのですか。どうして人を得ようとしておられるのですか。人が得られなければならぬけれども、こゝろいふうな方法で養成していらつしやるか、聞かしてください。

○林塩君 多少関連がありますので、これは大きな問題だと思ひますが、厚生省は常に非常に

皮相的なんです。そういう問題が起こったときだけはそのいいのですけれども、そういう施設で働く人たちの労働条件とか待遇とか手当については、たびたび、何回も何回も言っておりますが、ただ、それについて積極的に努力をしてないというところが、結果がそうなるわけです。それで、いま出ました問題でございますが、非常に手がかかる手がかかるというところは、実際にやってみたら人はみな知っております。そこへなぞ集まらないかという問題、ちょっとお茶をにごしたようなこととはよくなさる。今回もどこかの肢体不自由児の施設に秋田から人が来た。十五名の高等学校の卒業生が来た。それでいかにも事足りるかのようによ考えて、そして根本的な施策というのがなされてないと思ひます。実態調査というのがあまりされてない、それが問題に上がったときだけはお茶をにごしておられる。何年やっております。ちつとも熱を入れてやっております。ということになってきております。この際、特にこれを要望したいわけですね。実際の声は、もっと手当を増してほしい、せめて手当くらいは増してもらいたい、こういうふうには思ひますが、その手当さえ増えないということですね。結核の病院については危険手当その他はついておりますけれども、そういう施設には何ら施策がなされてない、見過ごしているという状態でございます。それは他の委員が言われておりますから、私はよく申しません。

それから、もう一つ、特にどうしてこういう精神がふえていくかという原因について、いま予防対策も考へていると厚生省おっしゃいますが、根本原因を突きとめようとしておられるのかどうか。これについては私は手ぬるいと思ひます。それで、たびたび言っておりますように、どうして起こるか、お医者さんの中で研究グループがございまして、そのことについてぜひぶん調べておられますが、未熟児対策というものがなされてないというところでございます。なぜ未熟児が生まれるかという原因についても考へられていないということでございます。母性の保護という問題がそこ

に起こってくるのでございますが、それらについて厚生省としては一貫した何らかの対策をお持ちになつておられるかどうか。それから、それを積極的にやろうとしておられるかどうか。総合対策の中で考へませんと、一つだけを取り上げて、そしてそこだけだちよつと上積みして児童局に移せばそれで問題が解決するようないは、どこかに移せばそれが解決するようないは考へられているのでは、とても問題は解決しないと私は思ひますが、厚生省としては、国民の健康を守る上からも、もつともつと大事なことは、これはこういう精神を、重度にしろ、精神を持つことは、困としては非常に損なことでございます。個人の不幸はもとより、家庭の不幸、それから、ことに母親の不幸です。そういうことを考へてみましたときには、困としては非常に重要な問題であらうと思ひます。困としては非常に重要な問題であらうと思ひます。困としては非常に重要な問題であらうと思ひます。困としては非常に重要な問題であらうと思ひます。

に起こつてくるのでございますが、それらについて厚生省としては一貫した何らかの対策をお持ちになつておられるかどうか。それから、それを積極的にやろうとしておられるかどうか。総合対策の中で考へませんと、一つだけを取り上げて、そしてそこだけだちよつと上積みして児童局に移せばそれで問題が解決するようないは、どこかに移せばそれが解決するようないは考へられているのでは、とても問題は解決しないと私は思ひますが、厚生省としては、国民の健康を守る上からも、もつともつと大事なことは、これはこういう精神を、重度にしろ、精神を持つことは、困としては非常に損なことでございます。個人の不幸はもとより、家庭の不幸、それから、ことに母親の不幸です。そういうことを考へてみましたときには、困としては非常に重要な問題であらうと思ひます。困としては非常に重要な問題であらうと思ひます。困としては非常に重要な問題であらうと思ひます。

ちにつきましましては、その両方から拒否されまして、それがそういう子供たちのために、特に重症の心身障害児施設ができた、こういうような過程でございます。したがって、これは今後とも重症の心身障害児という特別な施設をつくつてやつていくのがいいかどうかという、こういう問題があらうかと思ひます。と申しますのは、いまお話がございましたように、こういう施設につきましましては、職員の方も非常に重労働でございます。手がかかる、これは当然でございますけれども、これを重症だけではなくして、むしろたえば精神薄弱児の一環の施設として考へていく、そこには軽い者もおるし、また、重い者もあり、そういうことによりまして、むしろ職員の方々も、あるときには軽いほうをやり、あるときは重いほうをみると、そういうふうな労働の過重といふものをできるだけ緩和していく方法を一つ考へるべきじゃないかと私も考へておるわけでございます。そういう面から見まして、今後の重症の心身障害児の問題につきましては、私は先ほど申し上げましたおとなと子供を一緒とした対策の中でこの問題をどう考へるかということ、新たな観点からひとつ検討を加える必要があるんじゃないかというふうな考へておるわけでございます。しかし、現実の問題として、中に入つておられます保母さん、あるいは看護婦さんにつきましましては、現在の予算では国家公務員のそれに当該する職種の一号上というふうな、こういう待遇でございます。私どももいたしましては、はなはだ不十分であると考へております。今後、こういう点につきましまして、特に人が来ないという問題がございまして、処遇につきましましては、ほかの施設以上の手厚い処遇を考へるのは当然だと、また、そういう方向で考へたいと思つております。

ちにつきましましては、その両方から拒否されまして、それがそういう子供たちのために、特に重症の心身障害児施設ができた、こういうような過程でございます。したがって、これは今後とも重症の心身障害児という特別な施設をつくつてやつていくのがいいかどうかという、こういう問題があらうかと思ひます。と申しますのは、いまお話がございましたように、こういう施設につきましましては、職員の方も非常に重労働でございます。手がかかる、これは当然でございますけれども、これを重症だけではなくして、むしろたえば精神薄弱児の一環の施設として考へていく、そこには軽い者もおるし、また、重い者もあり、そういうことによりまして、むしろ職員の方々も、あるときには軽いほうをやり、あるときは重いほうをみると、そういうふうな労働の過重といふものをできるだけ緩和していく方法を一つ考へるべきじゃないかと私も考へておるわけでございます。そういう面から見まして、今後の重症の心身障害児の問題につきましては、私は先ほど申し上げましたおとなと子供を一緒とした対策の中でこの問題をどう考へるかということ、新たな観点からひとつ検討を加える必要があるんじゃないかというふうな考へておるわけでございます。しかし、現実の問題として、中に入つておられます保母さん、あるいは看護婦さんにつきましましては、現在の予算では国家公務員のそれに当該する職種の一号上というふうな、こういう待遇でございます。私どももいたしましては、はなはだ不十分であると考へております。今後、こういう点につきましまして、特に人が来ないという問題がございまして、処遇につきましましては、ほかの施設以上の手厚い処遇を考へるのは当然だと、また、そういう方向で考へたいと思つております。

ませぬ。普通のと申しますか、一般の看護婦養成所を出た方、あるいは保母養成所を出た方、保母試験に合格した方、そういう方たちのうちから特に希望される方に入つておるといふのが実態でございます。それから、こういう施設のできる以前に、こういう心身障害児の発生を防止するというのがきつめて望ましいわけでございますが、そういう面でも、未熟児の対策というところが先ほどお話しがございました。これにつきましましては、現在私どものほうでは、昨年発足いたしました国立の児童研究所でございます。日本総合愛育研究所の大きな眼目として、この母子保健の対策を取り上げて考へておられております。特に未熟児の問題、それと関連いたしました原因となつておると考へられる妊娠中毒症の問題、こういう原因について重点的に考へてもらいたい。また、脳性麻痺の問題につきましましては、東京療育院におきまして現在研究所が建設されおられます。そこに国からも現在補助金として、約五百万程度でございますけれども、出すことになつております。

ませぬ。普通のと申しますか、一般の看護婦養成所を出た方、あるいは保母養成所を出た方、保母試験に合格した方、そういう方たちのうちから特に希望される方に入つておるといふのが実態でございます。それから、こういう施設のできる以前に、こういう心身障害児の発生を防止するというのがきつめて望ましいわけでございますが、そういう面でも、未熟児の対策というところが先ほどお話しがございました。これにつきましましては、現在私どものほうでは、昨年発足いたしました国立の児童研究所でございます。日本総合愛育研究所の大きな眼目として、この母子保健の対策を取り上げて考へておられております。特に未熟児の問題、それと関連いたしました原因となつておると考へられる妊娠中毒症の問題、こういう原因について重点的に考へてもらいたい。また、脳性麻痺の問題につきましましては、東京療育院におきまして現在研究所が建設されおられます。そこに国からも現在補助金として、約五百万程度でございますけれども、出すことになつております。

近の学校の分校という形で教室を設けて、そこで先生に来てもらって教育をしてもらっておるのが大部分でございまして、また、ほかの方法としては、肢体不自由児施設のすぐ近くに養護学校等をつくりまして、そこへ通うというのがまた一つの類型でございまして、大体そういうような方法で教育をやっております。

○委員長(小柳勇君) 北九州市で、九月一日から肢体不自由児を収容する学校、施設の中の学校をやろうと思つて、いま市長が一生懸命やっているのですが、厚生省でもこれを把握していますね、情勢は。

○政府委員(竹下精紀君) 北九州の中で、養護学校であるか、あるいは肢体不自由施設であるか、ちょっと私その点は承知いたしておりませぬが……。

○委員長(小柳勇君) 九月一日から開設したいというところで一生懸命努中しているから、すぐ調べて援助して欲しい。いろいろ手助けして欲しい。

○政府委員(竹下精紀君) わかりました。

○藤原道子君 それから、施設へ行つてみましても、施設の数が少ないために回転しなげやならないうというので、ほんとうの重度は入れないのですね、重度施設でもそれは厚生省のそういう方針ですか。入りたい人はたくさんあるけれども、あまり重いものは入れてくれない、こういうことを非常に訴えていらつしやる。ほんとうに入れてほしい人が入れないと、こういうことで、どうしては私は納得がいけない。どういふ指導をしていらつしやるか。

○政府委員(竹下精紀君) 現在、精神薄弱児施設、あるいは肢体不自由施設につきましては、重度の病棟というのをつくりまして、そこでいまお話がございました人たちを入れていくというものが現在までの制度でございまして、もちろんその他の施設におきましても、現状としましては、だんだん重度の方が入つてきておるといふのが実態でございまして、お話の点につきましては、私ども

の指導といたしましては、できるだけ収容定員の二割程度は重度のものを入れるようにという指導をいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、やはり何と申しましても数が足りないというところが一番原因でそういう結果になっておると、かように考えております。お話の点につきましては、十分指導をしたいと思つております。

○藤原道子君 いまお話がございましたのをみましても、あまりにも施設が少な過ぎるのですね。これでも来年度において施設をどのくらいふやす予定なんですか。いつまでにこういう人たちを収容していただけるか、その計画がもしおわかりでしたら聞かしてはほしい。

○政府委員(竹下精紀君) 四十年年度の施設につきましては、現在、県からの要望を取りまとめしております。新設が大体七カ所程度の要望がございまして、それは大体全部を考えておりますが、定員数は五十から七十ぐらいのところを大体考えております。それで、年次計画でこういう施設を拡充していくべきだという考え方でございましてけれども、現在のところ、まだそこまで至っていないというのが現状でございまして、こういう点につきましましては、至急にそういう年次の計画をつくりまして収容をはかつていきたい、かように考えております。

○紅露みつ君 ちょっと関連して。昨日から問題になつておりますのですが、昨日はこれは予算上の問題から始まったのでございまして、きょうは肢体不自由児から精神薄弱児一連の問題として、やはり私は、母性保護、それから、母子の対策、こういった一連のものが非常に立ちおかれておると思つております。そして、まあ児童局改め児童家庭局の局長は、別に私はそれを擁護するわけじゃありませんけれども、先代も現代も、いかげんにしてゐるとは私は思つていない。思つていないけれども、いかにその部分だけが弱いのですね、立ちおかれてゐる。だから、私は、幸い、きょうは大臣はいらつしやらないけれども、政務次官がい

らつしやるのです。これは厚生省全体の問題として

考えなければならぬので、一局長をつるし上げたところで、局長はそれががんばらなげやなりませぬよ、その面は局長よくお聞きになっておかないと、これは重大な問題だから。だけれども、厚生省自体として、どうにも母子の問題に対しては立ちおかれてゐる上に、弱いのですね。そ

うして、そういう言い方は与党としてどうかと思つても、この答弁だけが済めばいいと思つてゐるようなことがあるならば、それは大きな間違いで、これは決して消えていく問題じゃありません。ますます強くなることはあつても、弱くなることはないので、本腰を入れて局長はか

からなければいけません。政務次官、よくお聞きになつておいてください。あなたはいまそこへ大臣の代理としてすわつていらつしやるのですから、厚生省全体の問題として、母子の問題なんかは圧力がかかつてこないのだと、弱いのだと、わずかな婦人議員が委員会でもつて言うだけのこと

で、そこをうまく言ひのがればというふうな考えはなかならうと思つても、もしあつたとすればたいへんなことで、私は、この立ちおくれは、どうしてもこれ全体をにらみ合わせてごらん

なさい、全体のバランスからいって、確かに立ちおかれてゐるのは母子対策でございまして、そんな状態ではならぬと思つて。だから、個々の問題

ももちろん大切です。いませつば詰まつた施設の問題とか、どうしてその待遇を改善するのだとか、これはすぐに解決しなければならぬ問題だが、もう少し恒久的に、それから、総合的に全体の

バランスの上に立つてこれはやつていかなきゃならぬと思つてゐるのですが、大臣代理の所見をここ

で伺つておきたいし、局長はもうんしつかり本腰を入れて取り組まなければ解決ができません。それじゃ政務次官の所信を大臣の答弁として受け取るから、そのつもりでお答えを願ひたい。

○政府委員(徳永正利君) 精神薄弱、あるいは精神者の問題にしまして、また、母子の問題にいたしまして、確かに御指摘のように、ないがしろにしているわけはございませぬけれども、立ち

おかれてゐるといふことは事実でございまして。今後、いま局長もちょっと触れたと思つて、年次計画を立てて、教がつかめぬわけでもございませぬし、相当腹を絞めて年次計画を立てて、そして一挙に解決しようと思つて、なかなか対策のもとに予算の裏づけをとつてまいらなければならぬと思つて。私も、もうあと数日にして厚生省を去るわけでございます。また、ことによれば消えてなくなるかもしれないが、しかし、い

ずれにしまして、厚生省としましては、この問題は、もう本年度の予算編成にあたりましては懸命な努力をいたしますと同時に、また、私どもといたしまして、ひとり厚生省ばかりではなくて、党はもちろんのこと、党派をあげて御協力を

いただかなければならぬことも多いだろうと思つて、党はもちろんのこと、党派をあげて御協力をいたしますが、この点も十分御理解と御支援をお願いいたしまして、厚生省としましては全力をあげてこの問題の解決に努力いたすつもりでございまして。

○紅露みつ君 もう一言。いまの御答弁で誠意のあるところはわかりますけれども、心もたないのは政務次官の寿命等でありまして、それは現実の問題として伺つておきますが、そういうことでもしありますならば、十分にあなたはある人

にそれを伝えなければならぬし、第一、大臣にその趣を伝えて、そして閣議におきましても、もし万一そういうことでありますならば、それは

しっかりと申し進言をして、人間尊重といひ、社会開発といひ、これらの問題をおいてどこに社会開発や人間尊重があるかといふことを、どうか閣議でしっかりと大臣に発言してもらつてひとつ

お伝えを願ひたいと思つて。○政府委員(徳永正利君) 御趣旨のように、閣議においてこういう問題も必ずやるように発言してもらつて、私には進言もいたしまして、そのように取り計らいたいと思つて。

○委員長(小柳勇君) 私から、最後に、国民年金のことで伺います。年金局長、きのうこの資料をつくつていただきましたから、これを一問だけ私



質問いたしますが、いま一般の年金、特に旧令のやつは二万四千円が福祉老齢年金の支給制限ですが、このできた根拠と、これは早急に是正しなければならぬと思うのですが、それをお聞きしていただきたいと思ひます。

○政府委員(山本正淑君) 併給問題につきましては、制度ができました当初、これは国民年金の拠出年金におきまして、二十五年勤続で年額にして二万四千円という年金の制度になっておるわけでございます。そこで、この国民年金の拠出年金と福祉年金との併給はございません。そこで、それとの意味合いにおきまして、年額二万四千円というものが一般の年金との併給については金額がきめられたわけでございます。そこで、公務扶助料との関連におきまして、これは一度改正がなされておりますが、当時の一般の傷病と、それから、公務による傷病との倍率によりまして、七万円は、限度額二万四千円に見合うものとして七万円になっておりました。そうしてそれが八万円に引き上がりまして、そうして、さらに今回の公務扶助料の引き上げに伴いまして、従来八万円との差額を支給されておりました平均額が兵の場合に七千五百八十円でございます。その差額を支給されておりますものが、今回の公務扶助料の引き上げによりまして、八万円の限度額を動かさないならば二十数万人落ちる、もたえなくならないという現実問題に当面向して、そこで、従来の差額は支給を受けられるように、なお、かつ、それに今回福祉年金の若干の引き上げがございまして、その分を考慮いたしまして限度額を八万五千円から十万二千五百円に引き上げたわけでございます。その際に、一般の公的年金との併給の限度二万四千円をどうするかという問題は議論いたしましたのでございますが、拠出制の国民年金の二十五年二万四千円というものを変更する時期、これは拠出制の年金制を改正する時期において再検討すべきものではないかという点が一点、それから、もう一つは、現実問題といたしまして、一般の公的年金の中心は厚生年金、あるいは

船員保険といったようなものになるべき筋でございますが、この厚生年金におきましては、今回の改正案においては最低保障額を設けて、年額六万円という最低保障を設けました関係もあって、そういたしますと、残る問題は、普通恩給の非常に低額なものと福祉年金との併給という問題が残る。この問題の扱いは、私どもは、本筋といたしましては、各種の年金を通じて、やはり最低保障を考慮するというのが本来の筋じゃないか、これは先ほど藤田先生も、いわゆる最低生活費という問題をすべての年金を通じて考えるべきではないかという御指摘もございまして、それが同じような意味におきまして、各種の年金を通じて、やはり最低保障というものを設けて、福祉年金との併給というものは考えない行き方というものが一つあり得る。この問題と、それから、拠出年金の改正という問題をふまえて、来年度におきましてこの問題は根本的に検討したいという結論に達しまして、今回二万四千円は改正しなかつた次第でございます。

○委員(小柳勇君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。  
○委員(小柳勇君) 御異議ないと思ひ、さよう決定いたします。  
○委員(小柳勇君) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
まず、本案に対しては、衆議院において修正されておりますので、この際、衆議院の修正にかかると分りますので、修正案提出者、衆議院議員並直蔵君より説明を聴取いたします。  
○衆議院議員(渡谷直蔵君) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を御説明申し上げます。  
修正点の第一は、労災保険の年金である保険給付と、厚生年金保険の年金及び政令で定める法令による年金との調整率を百分の五七・五から百分の五〇に改めることとしたものであります。

すなわち、労災保険の年金と厚生年金保険等の年金とが同一の事由について併給される場合には、労災保険の年金の額を一定額だけ減額することとしておりますが、その減額すべき額は、政府原案では、厚生年金保険等の年金額に百分の五七・五の調整率を乗じて算出することになっております。この調整率は、労災保険と厚生年金保険の費用の負担者の負担が重複しないように定められたものであります。今国会に提案されております厚生年金保険法の一部を改正する法律案の修正により、厚生年金保険における費用負担率が変更されることでもあり、労災保険の年金と厚生年金保険の年金を併給される労働者またはその遺族の保護を充実するため、調整率を百分の五〇に引き下げて、労災保険の年金の支給額を引き上げようとするものであります。

修正点の第二は、遺族補償年金の受給資格者の範囲を拡大しようとするものであります。すなわち、政府原案では、労働者の死亡当時、その収入によつて生計を維持していた労働者の夫、父母、祖父父母及び兄弟姉妹は、これらの者が労働者の死亡の当時六十歳以上である場合にのみ遺族補償年金を受けられることができる遺族とされるのであります。労働者が若年で死亡した場合には、その父母等も受給資格年令に達せず、これから老齢に向かおうとしている父母等が年金を受けられないという場合が少なくないと考えられます。そこで、父母等の受給資格年令を、政府原案の附則第四十条の規定に基づき、遺族補償年金の受給資格者の範囲が改定されるまでの間、五十五歳に引き上げることにしたのであります。ただし、これら特別に年金の受給資格者とされた父母等の受給順位は、他の遺族に対して最後順位とするともに、これらの者が六十歳に達するまではその支給を停止することとしておりますが、政府原案の附則第四十二条の遺族補償年金の一括前払いは、その支給を受けることができることとして、遺族の保護に資するよう措置することとしたのであります。

○委員(小柳勇君) 委員の異動についてお知らせいたします。本日、村上春蔵君が委員を辞任され、その補欠として井川伊平君が選任されました。

○藤田藤太郎君 私は、労働大臣にお尋ねをしたのでございます。で、これ一昨年から昨年にかけて、労働災害防止というものは、単に労使の関係ばかりじゃなしに、国民の全体の問題として議論が尽くされ、重ねられてきたと、私はこういふぐあいに理解をいたしております。ですから、一面においては、労働災害防止団体等に関する法律ができ、より安全衛生の整備に対する、主としてまあ使用者側が自主的にといひますか、自主的にじゃありません。国の施策の一端になつて積極的にやろうという法律もできました。しかし、まだまだ私は、その労働災害防止の面では足りない面がたたくさんあるんじゃないか。個々の法律に出てまいつております補償の問題、で、この補償の問題は、できる限りいまの生産、要するに国民生活の基礎になるところで働いている労働者の補償でありますから、これはもう最大限努力をしてやらなきゃならぬ問題があるのは申すまでもないわけでありまして。しかし、問題は、その災害がいかにして防がれるかというものが、これが前提に私になつてくると思ひます。きょうあとお聞きしたいと思ひますけれども、一年に死傷病含めて七十万をこえる災害者がおいでになる。これは全く私は恥ずかしいことだと思ひつて防止するから、その前提の災害をいかにして防止するかという問題点について、私は、労働省のお考え方、政府のお考え方をまず聞きたい、こう思ひつてでございます。で、労働者の立場に立つてこの業務災害を理解しようとしても、この災害は、単

に自然発生的に起きた災害、やむを得ず起きた災害とはどうしても理解ができませんのであります。何としても、やっぱりその生産機関に働くそういう人の災害というのは、もつともつと災害を減少する処置というものはあるはずであります。そのあるはずの処置で、何らかの形で防がなきゃならない。私は、最近の炭鉱の三池や夕張や伊王島のあの問題を一つ見てみても、先日もここで保安局長や大臣の意見も少し聞いたのでありますけれども、どうもそれまでの水没事故につきましても、労使がもつと努力をせなきゃなりませんというのが結論であります。私は、それだけでよいのかどうかという事をみんな反省してみよう必要があるんじゃないか。だから、この労働災害が出たときに、責任体制はどこにあるのかというところから私たちがこれを議論をして、そして防災の問題と真剣に取り組まなきゃいかぬのじゃないか。それが起きてしまえば、結局その原因の基本というものが突き詰められない。ほとんどのものについて突き詰められないで、労働者と使用者が、もつと監督行政を気をつければよかつたんだというのが、いままでの死者をたくさん出した炭鉱の災害の結論であつた。ですから、災害の責任というものがもつと的確に、使用者なら使用者、労働者なら労働者ということがどうも明確になつていない。そこらあたりの問題が、私は、やはり問題のかまえてするとき、これを検討するかまえてするときの根本ではないか、そう思うわけでございます。ですから、ここで大臣に、労働省としては、労働行政としてはどうお考えになつておられるか。これらの今日までの七十何万の、死傷病災害者の年にあるものの根本をなすものは何かということについて、まずお聞きしたい。

○国務大臣(石田博英君) 御指摘のとおり、労働災害の補償、いわゆる労災法の改正以前の問題は、こういう法律の適用を受けるような事態をできる限り少なくすることだと思つております。また、労働行政は人を扱います行政であります以上は、この災害防止は労働行政の最大重点施策でなければならぬ、そういう心がまえで労働行政に当たつてまいつたつもりでありますし、これからもそれしていきたいと思つておるのであります。労働省といたしましては、まず、生産第一の考え方から、安全第一、人命尊重という気風の醸成につとめ、行政も労使も、あるいはすべての人々がそういう考え方に徹するということを基調といたしまして、昭和三十三年と三十八年と、二度にわたつて労働災害防止五カ年計画を立てて、それを推進してまいりました。しかしながら、残念なことに、は、依然としてまだ災害のあとを断ちません。したがつて、以上申し上げたような基本的態度に加えて、昨年労働災害防止団体等に関する法律を御可決いただきましたので、その法律に基づいて、同時に、行政的にもその機構を整備いたしました。同時に、労働省に労働災害防止対策部を設けますとともに、基準局の監督官の増員をはかると、行政の整備に当たつてまいりましたのであります。これよりも安全第一、人命尊重の気風の醸成につとめ、同時に、各企業において具体的な安全対策を設ける、各企業に安全管理者を置き、その訓練に当たる、あるいは労使が一体となつて、きめ細かき安全確保の具体的諸施策をそれぞれ産業の実情に応じて講じてもらふということに積極的、かつ、精力的にやつてまいりたいと思つておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 まあ具体的な一、二の例を申し上げてみたいと思つておる。いま東京都内においても、建設工事場では「安全」という旗が立つておる、ヘルメットもかぶつて作業しておいでになる、そこらくるその気持ち、精神統一というものがやはり一つの方法でむろんあるでしょう、また、安全のために寄与することにもなるのでございましょう。それから、たとえは口を開けば安全第一主義、生命第一主義と、安全保安の問題がいつもいわれておるが、それが守られていない、守られていないからたくさんの方々が出ておるわけでございます。いま労働大臣がおつしやいました、何としても生産第一主義にいくものに対してチェックをして、安全を守つていくためには監督官の増員もして、監督行政をきびしくして、その安全保安法規を守るような形の中で作業を行なう、そして災害を少なくする、こういうことが必要であらうというところをおつしやいました。しかし、現実には、それでは監督官が事業場をどれだけ監督ができるのかというところになつてくると、鉱山なんかにおいては年に一回ぐらいです。一般においては七、八年に一回というのが基準監督官の監督状況だといわれておるのですが、いかがなものでございませうか。これはひとつ基準局長からお聞きをあとからしたいと思つてございします。ですから、一事業場に基準監督官が十年に一回しか行けぬような監督ではどうにもならぬのじゃないか。瞬間的に出てくるガス爆発、たとえは古洞に、何と申すか、掘り進む機を入れたとたんに古洞から水が入つて水没をする鉱山なんかの問題になりますと、そんなものが一年に一回ぐらいのものではこれはどうにもならないのではないかと。だから、これにも私は限度があると思つておる。監督官にもそれと限度があると思つておる。けれども、あわせて、私は、使用者に、そういう災害が起きない、事故が起きないように人権尊重、人命尊重の基本的な安全第一主義というものが守られておつたら、あんな事故は私は坑内でも起きないし、一般の工場でも起きないのではないかと、そういうぐあいに思つておる。だから、そこらの問題についてこの前の災害後において私たちが意見を申しました。また、その実際のたくさんの方々の被害を受ける労働者、労働組合からも意見が出て、そして労働省の間にもいろいろの、たとえば労働部会だとか災害委員会であるとか、そういう安全衛生委員会を一定の職場につくるとか、災害防止部会を基準審議会の中につくるとか、いろいろのことがいわれて、私も、なかなかそういう問題について全体が取り組むようになってきたと喜んでおつた。ところが、その労災法

の改正は出てきたけれども、根本になる問題がその後びしゃつととまつてしまつたかつて、ひとつも動いていないという言ひ方は失礼かもしれないけれども、そういう問題が、では、どう動いているのか、あつた一年からなるが、基準審議会でもどういふ作業をしてそれと災害防止の国民の期待にこたえたか、そこらの問題が一つも明らかにならないということでは、私は非常に残念だと思つておる。ですから、この審議会に入る前段の問題として、この問題をどう今後していくんだ、どういふぐあいにそれと一応の結論をつくつて、一応の結論というものはどういふこととどういふことだ、そのどういふこととどういふことを、どういふ機関で、どういふぐあいに具体化していくんだというところの経過をひとつお答えを願ひたい、こう思つておる。

○国務大臣(石田博英君) 行政監督の現状、これはいま藤田委員の御指摘のとおりであります。これだけにたよつておりましたも、現在の陣容で監督行政だけで効果をあげるといふように、それに対して十分な状態には、御指摘のとおり、ございしません。というて、それをたとえは一般に、七、八年に一度というのを一挙に十倍にいたしまして、やはり一年に一回なんでありまして、十倍にするのが非常に困難、かつ、不可能でありますから、監督行政だけにたよるわけにはまいらなないのであります。やはり一般の気運醸成と、労使、特に使用者の協力、理解というものが必要でありますので、昨年八月に発足いたしました各労働災害防止協会の活動というものを大きな期待を寄せておられます。これはその後具体的にどういふ活動をしていくかというところは、あとから事務局から御説明をいたさせます。また、基準審議会等におきまして、実際、安全行政の上において具体的にどういふふうな処置を検討すべきであるかというふうなことにつきましても御研究を願つておるわけでありまして、これもあとでお答えしたいことと存じます。われわれは、成果があがらないことはいへん残念でありますけれども、行政

的には、先ほど申しましたように、徐々に整備をはかり、同時に、各労働災害防止団体の御活動、それを通じて労使の理解と努力によりまして、また、一面におきましては、さらに防止計画を具体的、かつ、実質的に立てまして、効果をあげてきているために、あとう限りの努力をいたしたいと考えている次第であります。

〔委員長退席、理事草葉隆園君着席〕

○政府委員(村上茂利君) 細部について私からお答え申し上げます。

御質問の中の前段の、労働災害防止団体等に関する法律が成立して以来、当時問題になっておった諸点がどのように具体化され、前進しているかという点についてでございます。当時問題になりましたのは、まず、政府全体として産業災害に対する取り組み方を明らかにするために、総理府にございませう産業災害防止対策審議会を継続存置いたしました。総合的立場から災害防止対策を検討すべきであるという御意見がございました。御承知のように、同審議会は、その後活発な審議を行なっておりまして、現在二つの部会を持ちまして専門的な検討を続けております。近く外国における災害防止行政のあり方等を検討するために、専門員の派遣を行なうという段取りを進めているような次第でございます。

ところで、労働省に課せられた幾つかの問題につきまして順次申し上げますと、まず第一に、労働省及び地方機関に災害防止のための専門の審議会等を常置すべきではないかという御意見があったのでございますが、この要望にこたえませんでした。本年一月二十一日に、労働基準監督機関令の一部を改正いたしました。中央労働基準審議会の中に労働災害防止部会を常置の機関として政令上規定を置き、地方の労働基準審議会におきましても、同じ名称の部会を常置の機関とするに、機関令を改正いたしました。措置いたしましたわけでございます。

次に、事業場内における安全管理、衛生管理等の問題について検討すべきである。それに関連いた

しまして、安全指導員等の問題についても検討すべきであるというお話がございました。先ほど申しました災害防止部会の問題を労働基準審議会として、まず取り上げまして政令改正を行ない、それに次ぎまして、安全衛生管理者制度の問題につきまして検討を重ねてきた次第であります。正確な回数には記憶いたしていませんが、七、八回はすでに検討を重ねておりましたが、たとえば安全管理者、衛生管理者というものが、企業組織内におけるラインとスタッフとの関係において、どういふような地位を占めるべきものであるか、どの程度の規模に管理者を常置せしめるべきかというような問題につきまして、七、八回にわたって、すでに検討を了しておりました。適当な答えが出るものと期待しているわけでありませう。また、安全指導員につきましては、本年度予算におきまして千名の定員を増加いたしました。労働基準監督官のいわゆる監督以外に、安全についての知識経験のある方が、指導員として、事業場に対し、コンサルタント活動を展開するということは非常に意味があると存存するのでありますが、本年度予算で千名増員いたしました。しかし、この安全指導員というものを、今後の事態に対処いたしまして、どのような選考方法で選び、どのような機能を果たさせるかという点については、現在、検討中でありませう。今月に入りまして、つい最近労働基準審議会が開かれました。この問題についての検討を行なつた次第であります。そのように、審議会において数回にわたりました検討を相当進めておるのでございますが、ただいま申しましたように、この際、安全衛生管理者制度のあり方を根本的に検討しよう、それとの関連において安全指導員の方を明確にしようといったような基本的な問題をも含めまして、検討いたしております。結論はまだ出ておりませんが、私どもは近い機会に結論が出るものと期待いたしております。それが出ましたならば、所要の措置は労働安全衛生規則の改正によつてなす得ることでございます。

で、結論が出ましたならば規則改正によつて善処

したいと存じております。予算その他処置はございますけれども、とりあえず、以上お答えを申し上げておきたいと存じます。

○藤田藤太郎君 もう一つ、この前の議論の中にあつた三十人以上の事業場の中に安全衛生委員会をファイブティ、ファイブティでもつてつくつて、安全衛生に直ちにつとめようではないか、それから、各業種、事業所別に災害防止規程の作成を義務づけて、それもできるだけ早くやろうではないか、こういうことになつておつたと思ふのですが、その点はどうですか。

○政府委員(村上茂利君) 申し落としました。安全委員会制度につきましても、安全管理組織全体の問題として、安全管理者、安全指導員と並べまして、これも検討いたしております。ただ、安全委員会を設けるにつかましても、どのような業種、あるいはどのような規模で設けるべきかどうか、また、現在の規則では、設けた場合のいろいろの条件を規則ですべてに規定いたしてあります。それ以上のものを定める必要があるかどうかという問題がございまして、要するに管理者、指導員、委員会といったような問題は総合的に判断すべきであるという観点から審議を続けておるわけでございます。

それから、災害防止規程の作成の問題でございます。順序といたしましては、労働災害防止協会が設けられた業種についてまず設定したいと存じておりますが、第一の段階として考えましたのは、作業行動基準などにつきまして手引きを作成し、各協会がその手引きによつて指導を展開いたしております。その作業手引き、ことはかえて言つて作業行動基準でございますが、そのようなものが災害防止規程として承認し得るような段階になりましたならば、いさし実績を見まして、これらのものを災害防止規程化する、こういふ措置で考えられております。第一段階としては、そのような基準をつくりまして、とりあえず手引きという形で、業種別の協会を通じて指導を行なつておるといふ段階でございます。

○藤田藤太郎君 私は、そこあたりがどうも少し気に食わぬのです。たとえば規則も必要でしよう、根本的な方針も必要でありませう。しかし、少なくとも三十人以上の事業場にファイブティ、ファイブティの委員会をつくる、そして安全衛生の管理、監督、運営をやろうではないかという言葉を言われてから半年も八カ月もたつのに、労働災害防止部会の方針がきまらないからこれがまだできていない。それから、作業場ごとの防止規程の問題については、それがいままでの関連からいつてどうすればいいかという問題については、いろいろ理屈があるでしよう。この規程や法

規をつくるより先に、現場で働いている人がいかに災害を防ぐかということが第一じゃなからうかと私は思ふ。それが第一とすれば、そんならうかばな規程がなくてもできるはずでございます。だから、この安全衛生委員会というのが業種別事業場に設けるということがなぜこんなにおくれているのか、私はこれを外から見たいと思ふ。基準審議会にゆだねられたけれども、基準審議会であくどくどと私は言いませんけれども、これだけ膨大な労働災害補償法というものがここに提案をされて、その説明資料もたくさんつくつて労働省が努力されているのに、その審議会は七、八回は開いたそうだけれども、いまだに具体的な法規とか何とかいふのを、ていさしたとか構成とか何とかいふのはそれはむずかしいでしよう。むずかしいでしようけれども、直ちにやろうじやないかというところからいふは作業場その他でなぜやるべきかというのですかね。ほくはそこらごとくよくわからぬ。

○政府委員(村上茂利君) 審議会で検討しておること、現実にはやつていられるかどうかは別でございます。すなわち、安全委員会の例についてみますと、大企業ではほとんど置かれておるのであります。問題は、零細企業において必置すべきかどうか、法律上置くべきかどうかということになりませうと、一がい三十人と申しますけれども、商店や何かまで置くのかどうか、あるいは建設業に置

か、建設業に置くのかどうか、あるいは建設業に置

くのか港湾荷役に置くのかというより、きめのことまかい議論をいましておるような次第でございます。大企業なり、あるいは五百人程度の規模の事業場ではかなり置いておるところがあります。そういうところにつきましては、安全委員会の規程等を審議会で取り寄せて、その規程の是非も検討したり、かなりきめのことまかい検討をいたしておるのであります。ただ、御指摘のようにな三十人以上の規模と申ししても、どのような作業にどの様に置くのか、三十人くらいの規模でも、労使選出で構成すると申ししても、それよりも直接何かの機関をつくらたほうがいいんじゃないかと、いろいろ御意見がござい

ます。そういう意味で、私は、審議会で審議されております意見については是非を述べたのは適当でありませんので申し上げませんが、ただ、審議会でかなりきめのことまかい議論をしておるというのとだけ申し上げておきたいのでございます。また、たとえば作業基準に関する災害防止規程につきましても、たとえばクレーンの玉掛けの場合の作業手順はどうすべきか、あるいは陸上貨物における重量物運搬のときの作業動作はどうすべきかというようなことを個々の労働者にもわかるように、わかりやすいことばで集約した手引きを、協会設立後、新しくつくらせておきます。で、災害防止規程と申ししても、抽象的なことを幾ら羅列いたしても効果がありませんので、個別的に玉掛け作業の行動基準であるとか、重量物運搬作業基準という形でつくりまして、いまそれを就業規則をも変更すべき効力を持つ法規範として承認すべきかどうかというのを、今後とるべき手続の前提として、その作業基準に従って指導をいたしておるといふ段階でございます。その結果を確認いたしましたならば、これを法律上の労働災害防止規程として、審議会の議を経て承認し就業規則に対しても効力を及ぼすといったようなものにはいたしたいと存するのであります。何ぶんにも、法律制定後まだ一手を経過しておりませんので、法規範としての災害防止規程の承認とい

うところまではいっておりませんが、その前提をなす作業基準につきましてはいろいろごまかいものをつくりまして、いまテストの段階にあるというところを申し上げたいと存するのであります。

○藤田藤太郎君 村上さん、そうおっしゃいますけれども、そういうことをやっていたら、失礼な言い方になるけれども、ことし一ぱいにはどうもできそうにない。そうすると、災害が起きていろいろの災害をほんとうに心改めてひとつやり直そうと、災害防止協会というのの活動もございませう。しかし、行政責任という中で、労働基準局、労働省が、その法規とか規程とかで、そこがございまして、または工場の規模とかで、そこがございまして、小さいところが多少抜けてあつても起きていくわけですから、これをどうして七十何万という災害を防止していくか大きく踏み出さなくてはなりません。だから、私は、何ともしも人間の理解だと思ふ。労働者や使用者の問題から出発をして、あの適切ないまおっしゃたような、法規に照らして法改正とかその他の問題は、それは順次時間がかかる問題だと私は思ふのです。しかし、この前の国会で、安全委員会の三カ月もせぬ間にいろいろきざしが各職場、産業に出てきて、ほんとにそのPR、宣伝、教育というものが端々に進んで、そして災害防止の運動というものが私に大きく生まれてくるものだと思つておつたのです。ところが、いまだだん

ん聞いてみると、どうもやっぱりその基本の問題が順次出てからずと事業場のほうへおつていくんだというきめのことまかいお話がありました。私は、きめのことまかい問題はこれからだんだん積み上げることは必要でございますけれども、あとで労働の補償も改正をいたしましたし、それから、労働災害防止の運動もやりましたし、その指示も

やりましよう、そのためには指導員もかくかくだ、それから、安全管理者の制度もそうだし、安全委員会の制度もこうなんだ、基準審議会じゃこういう部会をつくつてやりましようといつておやりになつてから時間がたつてゐるのに、まだ根元がきまつていないから、七、八回はやつておるけれども、それがまだ前へ進んでいないんだということじゃ、これは審議会で託されたのだから、村上基準局長はやりましようがないと思ふけれども、ほくはそこらあたりの問題が、どうもこれをやつておつたらこつちで試案ができた、この試案の中でそれじゃもう一べんやりましようか、こつちからもやりましようかと言つていつたら、私は非常に時間がかかるものだと思う。この前あの議論になつたときに、基準局長が基準審議会にはかられてつくつてこられて、かくかくの方針はいきますという約束をされたことが、今度はその方針がよりやく大筋が軌道に乗つたら、具体的問題はいまのようなどころでひつかかつておつたら、いつになつたらこれが目の目を見るのかという感じがするわけです。だから、私は、基準審議会を何をしておいてなるのか、大いに検討していただいていることは事実でよろけれども、もつとなぜあれだけ皆さんの約束をやつたんだから、それで、また、労働省も積極的にやろうとかまえられたんだから、なぜそれがもつと具体的に災害防止の運動の施策のほうにあらわれないんだといふことを、私はながめていて、労働省のやつておられることに對する理解の度合いが足りないのかもしれないけれども、私自身は残念でしようがないという心境におるわけです。

○政府委員(村上茂利君) たいへん深い御理解の上に立ちました先生のおこたをちょうだいしまして、私も御答弁をいたしますのは、はなはだ恐縮に存じますけれども、いろいろ問題になりました点につきましては、規則改正を要するものは中央労働基準審議会の議を経なければならぬ所定の手続がございまして、その取つております手続について申し上げたわけでありま

す。しかし、それは別に、やれるものはやるべきではないか、災害は一日も待つてくれないという御趣旨につきましては、私もまことにこともつとも存じます。行政施策の具体的内容につきましては、昭和四十年労働災害防止実施計画という計画がつけられました。労働大臣の職権によつてこの計画を作成いたしました。五月七日に官報に登載したのでございます。その労働災害防止実施計画において、御指摘のいろいろな問題につきましても、とるべき方向を明らかにしておるのでございます。たとえば御指摘の安全委員会の運営につきましても、安全衛生に関する委員会制度を効果的に運用し、つまりすでにできておるものが相当あるから、これを効果的に運用するよう

に特段の配慮をする、そうしてこれによつて労働者の協働体制を整えるようにというのを行政指導の重点として掲げまして、審議会の結論とは別に、現にあるものをいかにして有効に活用するかという点についての行政のあり方をこの計画で明示いたしております。いま安全委員会の例について申し上げますが、そういう点から、たとえば企業集団による指導活動の展開はどうするのだというようなこと、それから、行政としてどうするか、個別企業としてはどうするかということ、いま時間の関係上、こまかく申し上げるのはいかがかと存じますけれども、審議会の議論と並行いたしまして、この実施計画の中に行政上の考え方を明らかにし、具体的な指導を展開しようとしておることを、いろいろ御不満はあらうと存じます。御了察賜りたいと存じます。

○藤田藤太郎君 その実施計画は私まだもらつていないような気がするのだが、それはひとつ委員に配付していただきたいと思ふ。私は、やはり労働災害防止のほうは、そういうところの問題が大いに議論をされて、ほんとにその労働災害をなくしようじゃないかという運動の一環として、犠牲になられた被災者の救済というところについて、五月七日にお出しになつたと、いまもらつたのですから、

す。しかし、それは別に、やれるものはやるべきではないか、災害は一日も待つてくれないという御趣旨につきましては、私もまことにこともつとも存じます。行政施策の具体的内容につきましては、昭和四十年労働災害防止実施計画という計画がつけられました。労働大臣の職権によつてこの計画を作成いたしました。五月七日に官報に登載したのでございます。その労働災害防止実施計画において、御指摘のいろいろな問題につきましても、とるべき方向を明らかにしておるのでございます。たとえば御指摘の安全委員会の運営につきましても、安全衛生に関する委員会制度を効果的に運用し、つまりすでにできておるものが相当あるから、これを効果的に運用するよう

に特段の配慮をする、そうしてこれによつて労働者の協働体制を整えるようにというのを行政指導の重点として掲げまして、審議会の結論とは別に、現にあるものをいかにして有効に活用するかという点についての行政のあり方をこの計画で明示いたしております。いま安全委員会の例について申し上げますが、そういう点から、たとえば企業集団による指導活動の展開はどうするのだというようなこと、それから、行政としてどうするか、個別企業としてはどうするかということ、いま時間の関係上、こまかく申し上げるのはいかがかと存じますけれども、審議会の議論と並行いたしまして、この実施計画の中に行政上の考え方を明らかにし、具体的な指導を展開しようとしておることを、いろいろ御不満はあらうと存じます。御了察賜りたいと存じます。

すぐ読むわけにはまいりませんけれども、そこらあたりが、私たちはこの前のときから関連をして、そういう問題の運動をやり、施策もやり、行政をやると、最もやりやすいところからまずやってみて、そうしてそれが漸次軌道に乗ってきたやつ、慣習といいますが、最もいい姿を法規上載せていくというのが私は行政のうまみだと思ふのであります。法規や規則ができてから下へおりていくのだというこじや、災害のときは一分一秒を争って出ているわけですから、こういうぐあいにやっているとしたら、直ちにできるものからやっていく、そうして基本的な問題ができてから、正常な形にそれを随時手直ししながら前進をしていくというのが私は行政上の基本になるものだと思つておつたのでありますが、まあ五月の七日に実施計画としてお出しになったというのでありますから、これがどの程度触れておるか、ちよつと見見るわけにまいりませんから、それじゃこれは少しあとから読ましていただきますよ。

そこで、もう少しこの関係した問題を聞いておきたいのでございます。たとへばその災害の基本的施策の中であげられておる問題は、多少さきに議論した問題と重複するかわかりませんが、これはひま、いま災害状況はどうなつておるか、これはひとつ順序してお知らせをいただきたいと思ふ。それから、地下災害、炭鉱災害ですね、単に三つのガス爆発、一酸化炭素ばかりじゃなしに、水没等故もあつたような災害の要するに責任体制がどうなつておるかというような問題も、この際、資料があつたら出していただきたいと思ふのです。で、この間保安局長に来てもらったのだけれども、そここのところが明確でないわけでありまして、被災労働者に対する雇用主の賠償責任というものを、精神的にも物質的にも、その事故が起きた原因が少しも明らかにならないのでありますから、労災にみんな肩がわりをしてしまつて、そしてその処置をしていく業務の一つのように考へて、日々生産第一主義といふかっこうになつてい

るような気がするわけですから、ここの点も労働省がつかんでおられる問題も明らかにしてほしい。

それから、職業病の問題でございます。これは職業病は、いまはだんだんと機械化の発達に応じて、職業病といふのが多種多様になつてきていくわけでありまして、この職業病といふものを、この災害の法律に關係してくるわけでありまして、これも、どう補償するかという以前に、職業病をどう防止するかという問題が出てくるわけでありまして。それから、作業上の監督行政とか衛生規則の問題はさつき議論をいたしましたから何です、たとえばその災害者の労災治療施設、単に労働病院ばかりでなしに、労働災害を受けた方の治療施設、たとえばリハビリテーションの状況、そういうものについてどういふぐあいに、おやりになつておられるか、この状況が一番最初に私は聞いておきたいと思ふのです。

別休業八日以上の、つまり労災保険の休業補償をもらつたということで数字が明確につかめるものについて見ますと、全産業では四十二万九千、そのうち、石炭を含みますと鉄業は四万二千、こうなつておられます。全般的傾向といたしましては、死傷件数そのものも、それから、労働者千人当たりの死傷年千人率も、全体としては低下いたしておられます。ただ、御指摘のように、遺憾ながら、鉄業におきましては、労働者数の減少にもかかわらず、災害はあまり減らないために、死傷年千人率で申し上げますと、昭和三十九年には一二・三・八と相なつておられます。他の産業で災害の多発しておりますのは港灣荷役でございますが、港灣荷役が一〇ないし一二〇前後でございます、鉄業はこれを上回るといふ数字に相なつておられます。

御質問の第二点の、炭鉱における災害防止の問題でございますが、御承知のように、保安そのものは鉱山保安法によつて通産省が監督しておられるわけでございます。しかしながら、労働省といたしましては、労働時間、その他一般労働条件については労働省の所管でございますので、特に炭鉱につきましても、昨年九月と承知しておりますが、昨年九月、今年一月、定期的にほとんどの炭鉱を調査いたしました、労働時間その他の労働条件についての監督をいたしております。遺憾ながら、労働時間等について違反のあることは、わずかではあります、違反がございまして。そこで、私どもは、保安の問題は、単に保安だけの問題にとどまらず、労働管理の全体の中において取り上げられるべき問題であり、要するに労働管理の適正が欠けておる。たとえば入坑、出坑にいたしましても、労働時間延長にいたしましても、必ずしも地上産業のように明確に把握され、適正な管理のもとに行なわれているとは考えられないようなケースもございまして。違反事業場に対しましては嚴重な警告をいたしますと同時に、違反是正の計画を樹立いたす等の処置を講じておりますが、いづれにいたしましても、保安の問題が単に保安だ

けにとどまらず、労働管理の問題とも直接関連しておるといふ観点に立ちまして、労働省としましては独自の監督指導を行なつておるような次第でございます。この前、教育の問題、その他いろいろな点につきまして関係局長より答弁がございましたが、労働基準監督の面から見ますならば、そういった基本的な問題について、なお改善の余地が多々あるものと考えまして、いずれまた近い機会に一斉定期監督を行なつて、昨年の秋、今年一月、さらには近い機会における各定期の監督実施の結果を総合いたしました、どのような改善が行なわれたかといふことを確認しつつ、改善につとめたいと考えております。

御質問の第三点、職業病に関する問題でございますが、御指摘のように、最近新しい原材料を使うことによつて、従来予想もしなかつたような職業病が発生いたしておりますことは御指摘のとおりであります。この点につきましては、たとえば行政指導といたしまして、塩素性有毒物については行政指導を出しましたが、一方、鉛中毒等につきましては、鉛中毒の規則改正案を審議会へすでに諮問いたしました、御審議をいただいております。そのように、従来定期健康診断と特殊健康診断の結果に徴しまして、新しい職業病が捕捉せられるものにつかましては、規則ないしは行政指導によつて指導基準を新しくつくりまして、適切な指導を加えたいと存じております。この問題は、職業病法というより総合的な立法をいたしまして、結局は個々の原材料に即応し、個々の職場に即応した方法が必要であると存じますので、私どもも、規則ないしは行政指導によりまして、必要な措置を講じつつあるわけでございますが、その全体的な体制の問題としては、審議会が御検討をいただいております。それに関連いたしまして、単に予防の面ばかりではなく、補償ないしは保険施設等の問題については、御指摘もございました。補償につきましては、特に今後は精神障害等に対する障害補償の問題が問題にならうかと思ふのでございまして、将来に

おける労災の障害等級表の改正といった問題にながら問題であります。問題の所在を私どもは一応承知いたしておるつもりでございますので、今回の法律改正によって相当満たされずけれども、障害等級表の改正等は規則ベースの問題でございますので、さらに規則改正の問題として今後検討いたしたいと存じております。なお、施設の充実等につきましては、労災保険施設で、リハビリテーションで、いわゆるPTにつきましては労災病院全部につきまして、OTにつきましては四カ所特別のものを設けたということは御承知かと存じますが、必要に応じて別途またお答え申し上げます。

なお、教育の問題等のお話ございました。特に教育につきましては、義務教育段階における安全教育の徹底をはかるという問題がございます。労働省のみではなし得ない問題でございますので、総理府の産業災害防止対策委員会におきまして検討願っております。すでに初等、中等、高等各教育段階に際しまして専門委員が委嘱され、そして義務教育の各段階における安全教育をどのように進めるかという点についての審議が開始されておるような次第でございます。

社会保障等との関連も御質問がございましたが、職業病につきましては、今後労災補償の充実を期することによって相当カバーできる。社会保障との接続の場合に、障害等級表の問題等、いろいろあるかと存じますので、社会保障との関連を考慮しつつ善処をしていきたいと考えている次第でございます。

○阿具根登君 大臣が四時から出て行かれるそうですが、端的に質問を申し上げますが、この改正案によつて遺族補償年金の場合、妻が百分の二十五と、この規定されているわけですか。一体妻というものをどうお考えになっておられるか。諸外国で主人が不幸労災で死んだ場合にどういふ処遇をされておられるのか、さらに、妻以外ですか、遺族一人当たりについて百分の五というのを書いておら

れて、これが大体百分の五十と、こういうことを考えておられると思ふんです。一体それはどういうことなのか、その説明をひとつお聞きしておきます。

○国務大臣(石田博英君) 労災部長から。

○阿具根登君 その考え方——金額はわかるから、妻に対する考え方、率直に申し上げますと、たとえば年金の場合、普通の公務疾病とか、あるいは軍隊の恩給その他の年金の場合には、これは妻に必ず五割ということが大体きまっています。これは、いずれの場合でも、それがなぜ労災の場合にはそんなことになるかという問題なんです。だから、妻というものの考え方をどう考えておられるか、いままでの政府の一切の機関として、いまある共済組合その他の一切の機関で、妻というものは私は五〇％、五割ということになっておると思うのです。それは一体どうなっておるかという、その考え方について聞きたい。

○国務大臣(石田博英君) 国際的にも、日本の他の遺族補償の場合とも大体均衡をとってやっておるつもりであります。たとえば妻に対して半分というものは、本人の老齢年金の半分、本人の共済組合の何とかの半分とか、そういう規定はあるのでございます。そういう規定と合わせて大体やっておりますが、各国の事例等については、いま説明いたさせます。

○阿具根登君 この二十五というのは労災年金、今度遺族補償になって年金に今度変えるわけですね、変えるわけでしょう。そのときに百分の二十五ですよ、四分の一ですよ、百分の二十五ですよ。三百六十五を乗じた額でしょう、百分の二十五です。ちよつと説明してください。

○政府委員(石黒拓爾君) 今回の改正案の遺族補償年金における妻一人がもたらすべき年金は、基礎百分の二十五プラス一人分ということで、百分の三十ということでございます。

○阿具根登君 それでは百分の三十と、そしてあとの人は百分の五、百分の二十五になったら五十と、これが終わりでしょう。そうすると、子供一人

人が百分の五というのは一体どういう線から出てきたのか、ILOで私の知っておる範囲内では、百分の六十以下では認められておらぬと思う。そうすると、今日これだけILO問題がやかましくなっているのに、百分の五十でいいか、それをお尋ねしたいというのと、家族構成はおそらく四・二人じゃないかと思ふんです。そうすると、どうしても百分の五十にはならない。一体どうなんでしょう。表面は百分の五十ということをやったっておられるけれども、事実百分の五十になる人は特定の人であつて、ほとんど百分の五十にならないと私は思うのですが、いかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、妻一人の場合百分の三十で、以後遺族一人ふえるにつままして五割ずつ積み重ねまして、百分の五十をもつて頭打ちということに相なるわけでございます。これがILOの基準に達しているかどうかという点につきましては、御承知のごとく、ILOでは、労災関係につきましては非常にたくさんというふうか、幾つかの条約、勧告がございます。われわれ一番基本的なものと考へ、かつ、ぜひともそれに到達したいと思つて努力していったのがILO百二号条約でございます。百二号条約におきましては、標準家族に対する遺族年金は百分の四十であるべきであるというふうに書かれておるわけでございます。標準家族と申しますのは妻一人、子二人の場合というふうに定義されております。今回の改正案はILO百二号条約の基準にちよつと申しますか、やつとのことと申しますか、合致するように作成いたしましたものでございます。

〔理事草葉隆園君退席、委員長着席〕

○阿具根登君 石黒さんが言われるのだから間違いないと思ふんですが、私は、百分の六十というところが規定であつたと思ふんです。これは私も勉強させてもらいます。私は百分の五十というものが百分の六十に訂正になったと記憶しているのです。そうしますと、これはILOよりも下がつておる。だから大臣もお立ちになるなら、ILOの基準より下がることがないということだけ明言しておいてください。

○国務大臣(石田博英君) この問題は予算委員会でも質問がありまして、私もそのとき調べて、いまちよつと数字を失念しましたので、ちよつと見直したのでありますが、いま労災補償部長が申し返したとおりでございます。百二号条約の基準を下回ることはございません。むしろ百二号条約には標準家族は百分の四十とありますが、この労災補償では百分の五十までいけるようにしてあるわけでありまして、ILOの基準よりは下がるようになっておりません。

○阿具根登君 それはそれであとで調べますから、いいですよ。しかし、大臣が百分の五十と言われるのはうそですよ。百分の五十にならない、家族構成が四・何人くらいだから、百分の五十というものは、それは三人以上の子供を持つておる人のごとなんです。平均百分の五十にはならないんです。その点をはつきりしておいてもらわないと、何か百分の五十まで上げるのだと言われると、数字がわからぬ人なら百分の五十もらえると思ふが、これは百分の五十にはならない。百分の四十やつとございませう。

○国務大臣(石田博英君) 私の申したのは、標準家族で百分の四十というものは百二号条約の規定に合わせてありますと、そのほかと言つたらちよつとおかしいですけれども、子供が多い場合は百分の五十までいけるようにしてある、こういう意味であります。

○委員長(小柳勇君) 速記をやめて

〔速記中止〕

○委員長(小柳勇君) 速記を起して。

本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小柳勇君) 速記を起して。

○委員長(小柳勇君) 委員の異動についてお知らせいたしました。本日、小平芳平君が委員を辞任され、その補欠として鈴木一弘君が選任されました。

○委員長(小柳勇君) 医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回は、順次御発言願います。質疑のある方は、順次御発言願います。別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでありましたが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。医療金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)を議題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳勇君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(第四十六回国会参第一四号)を一括して議題といたします。

前回は、順次御発言願います。別に御発言もなければ、内閣提出、衆議院送付の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでありましたが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)(衆議院送付)を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳勇君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○丸茂重貞君 私、ただいま可決されました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、各派共同の附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当り、次の事項について速かにその実現を期するよう要望する。

- 一、第四十六通常国会における被爆者援護強化の決議に沿って今後一層改善に努力すること。
- 二、特別被爆者の範囲拡大に伴い国民健康保険

などの財政上の負担が加重している実情にかんがみ抜本的対策を検討すること。

- 三、原爆スラム街に対する住宅の総合対策を確立すること。

右決議する。

○委員長(小柳勇君) ただいま述べられました丸茂君提出の附帯決議案を議題といたします。

丸茂君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳勇君) 全会一致と認めます。よって丸茂君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、神田厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。神田厚生大臣。

○國務大臣(神田博君) ただいま原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案を御審議になりました。可決をいただいております。ありがとうございました。お礼を申し上げます。

なお、ただいま本案につきまして附帯決議があったわけでございます。これらの点につきましては、政府といたしまして十分尊重いたしまして善処したいと、かように考えております。

○委員長(小柳勇君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第六五号)を議題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳勇君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○藤田藤太郎君 私は、ただいま可決されました国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、各派共同の附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ、次の事項につき、すみやかに実現をはかるよう努力すべきである。

- 1 各年金の年金額について所得保障の実をあげるよう大幅の改善をはかること。
- 2 右の実現のための原資には大幅な国庫支出を考慮すること。
- 3 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。
- 4 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉のために運用する部分を拡充すること。
- 5 拠出年金について物価変動及び生活水準向上の二要件に対応するスライド制を確立すること。
- 6 国民年金の事務費の算定は実情に即した額とすること。
- 7 夫婦とも老齢福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。
- 8 老齢福祉年金及び障害福祉年金における配

第七部 社会労働委員会会議録第二十号 昭和四十年五月十八日 【参議院】





号、戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願、第一六六一号、国民医療保険の機会均等及び負担の合理化に関する請願、第一六七四号、第一八八三号、健康保険に対する国庫補助金増額に関する請願、第一七一七号、第一七二二号、健康保険に対する国庫補助金増額等に関する請願、第一七三三三号、医療保険制度の改善に関する請願、第一七五〇号、成人病予防対策に関する請願、第一七九五号、第一八八〇号、第一九三七号、第二二〇〇号、第二三三二号、第二三三二二号、第二三三三三三号、第二四四四四号、第二五五五五号、第二五八八八号、第二六一七号、第二六三三三三号、第二六四九号、第二六五〇号、第二六五一号、第二六五二号、第二七二二三号、第二七二四号、療養業務（医業類似行為）の新規開業の制度化に関する請願、第二〇四七号、診療事故調停処理機関等設置に関する請願、第二〇五〇号、第二〇五一号、第二〇五二号、第二〇九三三三号、第二〇九四四号、第二〇九五号、日雇労働者健康保険の制度安定及び内容改善に関する請願、第二一五六号、保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に関する請願、第二五六六号、重度身体障害者更生施設設立に関する請願、第二四四七号、医療行政の確立及び健保財政に対する国庫補助に関する請願、以上二百六十七件の請願は、議院の会議に付することを要するものにして内閣に送付することを要するものと決定し、第五号、動員学徒等軍軍属の援護法改正に関する請願外百五十三件の請願は保留とすることといたしまして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（小柳勇君） 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（小柳勇君） 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時十二分散会

五月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は四月十四日）

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案  
（小字及び一は衆議院修正案）

第三条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第十二条 この法律による保険給付は、次のとおりとする。

- 一 療養補償給付
- 二 休業補償給付
- 三 障害補償給付
- 四 遺族補償給付
- 五 葬祭料
- 六 長期傷病補償給付

前項の保険給付（長期傷病補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて行なう。

長期傷病補償給付は、療養補償給付を受ける労働者の負傷又は疾病が療養の開始後三年を経過してもなおならない場合における当該労働者に対し、政府が必要と認める場合に行なう。

第十二条の二の二から第十二条の五までを次のように改める。  
第十二条の三 年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものと

する。  
年金たる保険給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

年金たる保険給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる保険給付は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

第十二条の四 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた労働者若しくは船員となつた労働者の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は労働者が行方不明となつた日に、当該労働者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた労働者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた労働者の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第十二条の五 この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受け得ることができない他の遺族）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

前項の場合において、死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。

未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序（遺族補償年金については、第十六条の二第三項に規定する順序）による。

未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第十二条の六 年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支払われたときは、その支払われた年金たる保険給付は、その後支払うべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる保険給付が支払われた場合における当該年金たる保険給付の当該減額すべきであつた部分については、同様とする。

第十三条中「療養補償費若しくは第十二条第三項の療養又は第二種傷病給付に係る療養若しくは療養の費用を」と前項の療養の給付に改め、同条に第一項として次の一項を加える。  
療養補償給付は、療養の給付とする。  
第十三条に次の一項を加える。  
政府は、第一項の療養の給付をすることが困難な場合その他労働省令で定める場合には、療養の給付に代えて療養の費用を支給することができる。  
第十四条から第十六条までを次のように改め



きは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

前項後段の場合には、第十六条の四第一項後段の規定を準用する。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条 葬祭料は、通常葬祭に要する費用を考慮して労働大臣が定める金額とする。

第十八条 長期傷病補償給付は、療養の給付及び療養を必要とする期間一年につき別表第一に規定する額の年金とする。

長期傷病補償給付を受ける者には、療養補償給付及び休業補償給付は、行なわれない。

第十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の療養の給付について準用する。

第十九条の三第二項中「長期傷病者補償」を「長期傷病補償給付」に改め、同条第一項を削る。

第二十七条中「第一種障害補償費、傷病給付及び第一種障害給付」を「障害補償年金、遺族補償年金及び長期傷病補償給付」に改める。

第三十四条の二を次のように改める。

第三十四条の二 国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

第三十四条の三第一項中「対しても」を「関しても」に、「第一種障害補償費の給付を行なうものとする」を「保険給付を行なうことができる」に改め、同条第二項中「療養補償費又は療養の

給付を「療養補償給付」に、「長期傷病者補償」を「長期傷病補償給付」に改める。

第三十四条の四を次のように改める。

第三十四条の四 政府は、前条第一項又は第二項の規定により保険給付を行なうこととなつた場合には、労働省令で定める期間、当該保険加入者から、第二十四条に規定する保険料のほか、当該保険給付に要する費用を基礎として労働省令で定めるところにより算定した特別保険料を徴収する。

第三十四条の五中「第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償」を「保険給付」に、「前条第一項」を「前条」に改める。

第三十四条の六中「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の四」に改める。

第四十二条第一項中「及び保険給付を受ける権利」を、並びに療養補償給付、休業補償給付及び葬祭料を受ける権利に改め、「とき」の下に「障害補償給付及び遺族補償給付を受ける権利は、五年を経過したとき」を加える。

第四十七条の二中「労働者」を「者（遺族補償年金の額の算定の基礎となる者を含む）」に改める。

第四十九条中「医師その他の診療を担当した者に対し、保険給付に係る労働者の診療」を「保険給付を受け、又は受けようとする者（遺族補償年金の額の算定の基礎となる者を含む）」の診療を担当した医師その他の者に対して、その行なつた診療」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一  
同一の事由（障害補償年金及び遺族補償年金については、それぞれ、当該障害又は死亡をい、長期傷病補償給付たる年金については、当該負傷又は疾病により廢疾の状態にあることをいう。以下同じ。）により、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害年金又は遺族年金が支給される場合にあつては、下欄の額から、当該障害年金

又は遺族年金の支給額に百分の五十七・五を乗じて得た額を減じた額  
二 同一の事由により、政令で定める法令による給付であつて厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金に相当する給付が支給される場合にあつては、下欄の額から、当該給付の支給額に百分の五十七・五の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を減じた額  
三 前二号の場合以外の場合にあつては、下欄の額

区 分	額
障害補償年金	一 障害等級第一級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二四〇日分 二 障害等級第二級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二一三日分 三 障害等級第三級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二八八日分 四 障害等級第四級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二六四日分 五 障害等級第五級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二四二日分 六 障害等級第六級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二二〇日分 七 障害等級第七級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二〇〇日分
遺族補償年金	次に掲げる額の合計額 一 給付基礎日額に三百六十五を乗じて得た額（以下「給付基礎年額」といふ。）の百分の二十五に相当する額 二 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき給付基礎年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が給付基礎年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、給付基礎年額の百分の二十五に相当する額
長期傷病補償給付たる年金	給付基礎年額の百分の六十に相当する額

区 分	額
障害補償一時金	一 障害等級第八級に該当する障害がある者 給付基礎日額の四五〇日分 二 障害等級第九級に該当する障害がある者 給付基礎日額の三五〇日分 三 障害等級第一〇級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二七〇日分 四 障害等級第一級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二〇〇日分 五 障害等級第二級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二〇〇日分 六 障害等級第三級に該当する障害がある者 給付基礎日額の九〇日分 七 障害等級第四級に該当する障害がある者 給付基礎日額の五〇日分
遺族補償一時金	一 第十六条の六第一号の場合 給付基礎日額の四〇〇日分 二 第十六条の六第二号の場合 給付基礎日額の四〇〇日分 から第十六条の六第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額を控除した額

別表第三を削る。

附則

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十二条まで及び附則第四十四条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

（遺族に対する一時金の支給に関する暫定措置）  
第四十二条 第三条の規定の施行の日から五年以内に労働者が業務上死亡した場合における当該死亡に関しては、政府は、遺族補償年金を受け権利を有する遺族の請求に基づき、給付基礎日額の四百日分に相当する金額を一時金として支給する。

2 前項の請求は、遺族補償年金の請求と同時にしなければならない。

3 第一項の一時金が支給される場合には、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 第一項の一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5 第一項の一時金は、新法第三章、第二十七条、第三十条の二及び第五章の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

6 第一項の一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）、児童扶養手当法第四条第二項第三号ただし書及び第三項第三号ただし書並びに重度精神薄弱児扶養手当法第四条第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定を適用しない。

（遺族補償年金に関する特例）  
第四十三条 附則第四十五条の規定に基づき遺族補償年金を受けるときに遺族の範囲が改定されるまでの間、労働者の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下次項において同じ。）、父母、祖父及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（新法第十六条の二第一項第五号に規定する者であつて、同法第十六条の四第一項第六号に該当しないものを除く。）は、同法第十六条の二第二項の規定にかかわらず、同法第十六条の二第一項の規定にかかわらず、同法第十六条の二第一項の各号の二とあるのは「各号の二（第六号を除く。）」と、同法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族一人とあるのは「遺族（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）附則第四十三条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）一人」とする。

2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるときに遺族の範囲が改定されるまでの間、労働者の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下次項において同じ。）、父母、祖父及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつたもの（新法第十六条の二第一項第五号に規定する者であつて、同法第十六条の四第一項第六号に該当しないものを除く。）は、同法第十六条の二第二項の規定にかかわらず、同法第十六条の二第一項の規定にかかわらず、同法第十六条の二第一項の各号の二とあるのは「各号の二（第六号を除く。）」と、同法別表第一の遺族補償年金の項中「遺族一人とあるのは「遺族（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第 号）附則第四十三条第一項に規定する遺族であつて六十歳未満であるものを除く。）一人」とする。

3 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が六十歳に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、前条の規定の適用を妨げるものではない。

（政令への委任）  
第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

（業務災害に対する年金による補償に関する検討）  
第四十四条 労働者の業務災害に対する年金による補償に関しては、労働者災害補償保険制度と厚生年金保険その他の社会保険の制度との関係を検討して引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、すみやかに、別に法律をもつて処理されるべきものとする。

五月十七日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、健康保険制度改悪反対等に関する請願（第二四七七号）（第二四七八号）（第二四七九号）（第二五四六号）（第二五四七号）（第二五四八号）（第二五八四号）（第二五八五号）（第二五八六号）（第二五八七号）（第二六三〇号）（第二六三一〇号）（第一六三二号）（第二六四一号）（第二六四八号）  
一、戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願（第二四九一号）（第二五三三号）（第二五三五号）（第二五三六号）（第二五三七号）（第二五六五号）（第二五八一号）（第二六九四号）（第二七〇九号）（第二七一〇号）（第二七一一号）（第二七一二号）  
一、老後の生活保障のための年金制度改革に関する請願（第二四九二号）  
一、引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願（第二四九三号）  
一、療術業務（医業類似行為）の新規開業の制度化に関する請願（第二四九四号）（第二五五四号）（第二五八八号）（第二六一七号）（第二六三三三号）（第二六四九号）（第二六五〇号）（第二六五一号）（第二六五二号）（第二七一三三号）（第二七一四号）  
一、重度身体障害者更生施設設立に関する請願（第二五六六号）  
一、全国一律最低賃金制の確立に関する請願（第二五八九号）（第二六三三三号）（第二六五四号）（第二六五五号）（第二六五六号）（第二六五七号）（第二六五八号）（第二六五九号）  
一、医療行政の確立及び健保財政に対する国庫補助に関する請願（第二六四七号）  
一、全国一律最低賃金制即時確立に関する請願（第二六六〇号）  
一、国有林労働者の雇用の安定に関する法律案成立に関する請願（第二六六一号）（第二六六二号）（第二六六三号）（第二六六四号）（第二六六五号）

第二四七七号 昭和四十年五月七日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
請願者 新潟市一日市一、一八三八 桑野 規外六百十八名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二四七八号 昭和四十年五月七日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
請願者 新潟市一日市一、一八三八 桑野 規外六百十八名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二四七九号 昭和四十年五月七日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
請願者 埼玉県所沢市中富七四九ノ四 大 河原勝次外七百名  
紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五四六号 昭和四十年五月八日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
請願者 新潟県西蒲原郡巻町大字河井 番 場正良外七百四名  
紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五四七号 昭和四十年五月八日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
請願者 神奈川県川崎市古市場二ノ一二 清水千鶴子外七百十七名  
紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五四八号 昭和四十年五月八日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
請願者 新潟県新発田市上楠川 佐久間治 郎外七百七十名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五八四号 昭和四十年五月十日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五八四号 昭和四十年五月十日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五八五号 昭和四十年五月十日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五八五号 昭和四十年五月十日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五八六号 昭和四十年五月十日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五八六号 昭和四十年五月十日受理  
健康保険制度改悪反対等に関する請願  
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

請願者 新潟県高田市西城町一ノ二四ノ

五 小林謙治外千五百三十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五八五号 昭和四十年五月十日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 横浜西区杉山町三高荘 黒川宏  
子外七百二十七名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五八六号 昭和四十年五月十日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡妙高村大字関山  
山川由蔵外九百九十二名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二五八七号 昭和四十年五月十日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 石川県河北郡高松町 沖野助男外  
八千六百六名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二六三〇号 昭和四十年五月十一日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 新潟県五泉市大字赤海 岩沢健外  
六百九十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二六三一号 昭和四十年五月十一日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 静岡市馬淵町一〇ノ一三 原田潤  
外八百四十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二六三二号 昭和四十年五月十一日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 新潟県高田市神町三ノ一三二  
一 岩崎文雄外千三百三十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二六四一号 昭和四十年五月十一日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市西逸見町一ノ  
三 宮野金次郎外千二百四十名

紹介議員 曾根 益君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二六四八号 昭和四十年五月十一日受理

健康保険制度改悪反対等に関する請願(九通)

請願者 山口県萩市堀内二区 山本茂作外  
九千六百八十九名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二四九一号 昭和四十年五月七日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(二通)

請願者 札幌市南五条西二丁目日本田商店内  
北海道傷痍軍人妻の会内 本田米  
子外一名

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二五三四号 昭和四十年五月八日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(二通)

請願者 新潟市関屋本村一ノ一〇一 松本  
錫子外一名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二五三五号 昭和四十年五月八日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(二通)

請願者 兵庫県尼崎市潮江高内一ノ一兵庫  
県戦傷病者妻の会内 三原さえ子  
外一名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二五三六号 昭和四十年五月八日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(二通)

請願者 山口市大字上宇野令字春日二、〇  
八六財団法人山口県傷痍軍人会  
内 松永憲太外一名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二五三七号 昭和四十年五月八日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(三通)

請願者 新潟県燕市大字館野一五四七 竹  
田ミハリ外二名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二五六五号 昭和四十年五月十日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願

請願者 岡山市石関町二ノ二 佐々木美恵  
紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二五八一号 昭和四十年五月十日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願

請願者 廣島市千田町三丁目広島県傷痍軍  
人妻の会内 沖原清香

紹介議員 岩沢 忠恭君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二七〇九号 昭和四十年五月十一日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願

請願者 三重県津市広明町一三 錦ひで子  
紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二七一一号 昭和四十年五月十一日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通二ノ一一  
三 藤井節子  
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二六九四号 昭和四十年五月十一日受理

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願

請願者 山口市大字上宇野令字春日二、〇  
八六社会福祉会館内山口県傷痍軍  
人妻の会内 中村ツ子外一名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二七二二号 昭和四十年五月十一日受理  
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(四通)  
請願者 千葉県野田市野田七〇五 伊藤和  
嘉外三名  
紹介議員 下村 定君  
この請願の趣旨は、第一六六〇号と同じである。

第二四九二号 昭和四十年五月七日受理  
老後の生活保障のための年金制度改革に関する請願  
請願者 埼玉県春日部市小洲三五 飯塚吉  
之助外十七名  
紹介議員 上原 正吉君  
この請願の趣旨は、第二〇六七号と同じである。

第二四九三号 昭和四十年五月七日受理  
引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願  
請願者 福岡県鞍手郡富田町字鶴田一、二  
九八 吉良義人  
紹介議員 亀井 光君  
この請願の趣旨は、第一九六九号と同じである。

第二四九四号 昭和四十年五月七日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願(二通)  
請願者 高知市愛宕町一ノ二三 宮田利雄  
外一名  
紹介議員 塩見 俊二君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二五五四号 昭和四十年五月八日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願(二通)  
請願者 滋賀県伊香部高月町雨森 中村雪  
枝外二名  
紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二五八八号 昭和四十年五月十日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願(二通)  
請願者 福岡市大名二ノ四ノ三一 平子勝  
利外一名  
紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二六一七号 昭和四十年五月十日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願  
請願者 福岡市露切町二八 岩本輝義  
紹介議員 亀井 光君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二六三三号 昭和四十年五月十一日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願  
請願者 宮崎県延岡市幸町二ノ九七 近藤  
品吉  
紹介議員 平島 敏夫君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二六四九号 昭和四十年五月十一日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願  
請願者 鹿児島県指宿市山川町福元 有村  
キク  
紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二六五〇号 昭和四十年五月十一日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願  
請願者 千葉県市川市高石神町八三 柳義  
高  
紹介議員 柳岡 秋夫君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二六五一号 昭和四十年五月十一日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願  
請願者 千葉県東葛飾郡我孫子町布佐二、  
四六三 石井福松  
紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二六五二号 昭和四十年五月十一日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願  
請願者 熊本市内坪井町一七五熊本県療術  
組合連合会内 戸次正元  
紹介議員 沢田 一精君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二七二三号 昭和四十年五月十一日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願  
請願者 福岡市住吉宮前町三四八 古沢寧  
一  
紹介議員 亀井 光君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二七二四号 昭和四十年五月十一日受理  
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願  
請願者 福岡市六本松一ノ六ノ一七 中山  
徳三郎  
紹介議員 劔木 亨弘君  
この請願の趣旨は、第一七九五号と同じである。

第二五六六号 昭和四十年五月十日受理  
重度身体障害者更生施設設立に関する請願  
請願者 神奈川県川崎市大島四ノ四八 山  
岸梅茂外一名  
紹介議員 鈴木 一弘君  
重度身体障害者の更生施設を各県に一箇所以上設立するよう強力な施策を推進されたいとの請願。

第二六五三三号 昭和四十年五月十一日受理  
全国一律最低賃金制の確立に関する請願  
請願者 群馬県前橋市石川町四四 江原英  
倍外二百四名  
紹介議員 千葉千代世君  
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二六五四号 昭和四十年五月十一日受理  
全国一律最低賃金制の確立に関する請願  
請願者 東京都南多摩郡稲城町大丸八〇  
四 田中徳子外二百四名  
紹介議員 岡 三郎君  
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二六五五号 昭和四十年五月十一日受理  
全国一律最低賃金制の確立に関する請願  
請願者 埼玉県草加市松原団地D七二ノ一  
〇一 村井まりや外三百九十名

厚生省は、重度身体障害者に対し、昨年九月から月額千円の支給をはじめたが、関連扶法との関係で実際に支給される人は少なく、しかも、身障者をかかえた人々が真に期待するものは、身障者の収容施設である。しかるに、国立の施設は東京都内に一箇所であり、八千万円の予算で百三十人の職員によりほぼ同数の人員しか収容できない。施設を拡大し、収容された身障者を完全看護することによつて、母に負わされた宿命ともいわれるしつこくから開放し、家庭を明るい社会をつくる。こいの場合とするのが、高度福祉国家としての価値を示すものである。

理由  
厚生省は、重度身体障害者に対し、昨年九月から月額千円の支給をはじめたが、関連扶法との関係で実際に支給される人は少なく、しかも、身障者をかかえた人々が真に期待するものは、身障者の収容施設である。しかるに、国立の施設は東京都内に一箇所であり、八千万円の予算で百三十人の職員によりほぼ同数の人員しか収容できない。施設を拡大し、収容された身障者を完全看護することによつて、母に負わされた宿命ともいわれるしつこくから開放し、家庭を明るい社会をつくる。こいの場合とするのが、高度福祉国家としての価値を示すものである。

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二六五六号 昭和四十年五月十一日受理  
全国一律最低賃金制の確立に関する請願

請願者 東京都新宿区柏木四ノ九五六  
山  
泉敏子外二百四名  
紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二六五七号 昭和四十年五月十一日受理  
全国一律最低賃金制の確立に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東園田町九ノ一三  
上野知子外四百九名  
紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二六五八号 昭和四十年五月十一日受理  
全国一律最低賃金制の確立に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市塚口町五ノ三五ノ  
一 山田聡子外八百五名  
紹介議員 小宮市太郎君  
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二六五九号 昭和四十年五月十一日受理  
全国一律最低賃金制の確立に関する請願(二十六  
通)

請願者 大阪府布施市宝持二四九 北岡克  
行外四十九名  
紹介議員 亀田 得治君  
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二六四七号 昭和四十年五月十一日受理  
医療行政の確立及び健保財政に対する国庫補助に  
関する請願(十三通)

請願者 大阪市港区入舟町六ノ四 油野喜  
美子外十二万二千四百四名  
紹介議員 山本伊三郎君

医療費は、中央社会保険医療協議会の答申にもと  
ずいてきめられるべきものである。この慣行を無  
視した厚相と公益委員の責任を追及するとともに  
に、政府が社会保障の立場から健保財政に対し国  
庫補助することを要求するとの請願。

理由  
最近、医療費の増高が著しいため、健康保険財政  
はいずれも火の車である。そこへ九・五パーセン  
トアップの職権告示が行なわれたので、保険料を  
引き上げないと赤字が増える一方である。厚相が  
一月三十日社会保険審議会に諮問したところによ  
ると、五万二千円までの等級区分を撤廃する、被  
保険者本人の薬代を半額負担することとされてい  
る。これは社会保険の改悪であり、医療保障の後  
退である。

第二六六〇号 昭和四十年五月十一日受理  
全国一律最低賃金制即時確立に関する請願

請願者 宮崎県延岡市大町 田中信一外  
九名  
紹介議員 永岡 光治君  
現行最低賃金法は、ただちにこれを廃止し、左記  
の内容を基礎とする全国一律の最低賃金法を即時  
制定せられたいとの請願。

一、内容  
(一) いかなる産業、業種、地域、性にかかわ  
らず、全国一律に適用する最低賃金を設定す  
ること。  
(二) 最低賃金額を決定する権限をもつ最低賃  
金委員会を設置すること。  
(三) 最低賃金の額を決定するにあつては、  
労働者の生計費を基礎とし、生計費の上昇に  
応じてスライドすること。  
(四) 最低賃金制の実施のため必要にして十分  
な監督機構と罰則を設けること。  
二、当面、最低賃金の金額として、いかなる労働  
者にも一万四千円を保障すること。  
三、この最低賃金は、全国民の最低生活を保障す  
る意味から失業手当、傷病手当、生活保護の給

付額、農漁民、中小零細業者の自家労賃などの  
基準の最低となるものであり、この立場にあ  
つて、社会保障制度を総合的に確立するこ  
と。

理由  
昭和三十四年制定の現行最低賃金法は、業者間協  
定がその基本となつており、労働者が最低賃金の  
決定に労使対等の立場で参加する権利を奪つてお  
り、労働者の最低生活を保障していかないものであ  
るだけでなく、ILO条約、勧告にも違反するも  
のである。

第二六六一号 昭和四十年五月十一日受理  
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案成立に  
関する請願

請願者 岐阜県益田郡馬瀬村大字川上 荒  
木勇外三千六百六十七名  
紹介議員 鈴木 強君  
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六六二号 昭和四十年五月十一日受理  
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案成立に  
関する請願

請願者 長崎県福江市福江町 山下吾呂蔵  
外三千八百五十六名  
紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六六三号 昭和四十年五月十一日受理  
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案成立に  
関する請願

請願者 岡山県真庭郡勝山町西畑 植田稲  
夫外九千五百六十六名  
紹介議員 藤田藤太郎君  
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六六四号 昭和四十年五月十一日受理  
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案成立に  
関する請願(二通)

請願者 福井県大野市橋爪 東義信外三千  
四百五十五名  
紹介議員 鶴岡 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第二六五号 昭和四十年五月十一日受理  
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案成立に  
関する請願(九通)

請願者 北海道帯広市東三南一九ノ一九  
岡沼秀雄外二万五千二百六十七名  
紹介議員 北村 暢君  
この請願の趣旨は、第一六二八号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第二十号 昭和四十年五月十八日【参議院】

三三

昭和四十年五月二十五日印刷

昭和四十年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局